

令和2年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月30日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の提案理由説明	9
決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）	15
散会	23
◎会議録第2号 12月2日	
議事日程	27
出席欠席者名	27
開議	29
質疑・一般質問	29
14番 芥川幸子議員	29
1 行政手続きについて	29
2 日常生活用具給付事業について	31
3 子どもを産み育てやすい環境づくりについて	32
13番 藤井慶峰議員	36
1 第八代横綱不知火諾右衛門墓碑公園の整備について	36
11番 野口修一議員	39
1 生活の安全安心と市内災害ボランティア	39
2 ゴミとプラスチック	46
散会	48
◎会議録第3号 12月3日	
議事日程	51
出席欠席者名	51

開議	53
質疑・一般質問	53
10番 檜崎政治議員	53
1 セキュリティ対策及び個人情報漏えい対策について	53
2 キャンプ場について	57
9番 平江光輝議員	60
1 新庁舎建設工事発注方式等の方針について（入札方法）	60
2 財政の健全化について	61
6番 宮原雄一議員	66
1 複式学級について	66
2 緑川地区定住対策について	70
散会	71

◎会議録第4号 12月4日

議事日程	75
出席欠席者名	75
開議	77
質疑・一般質問	77
3番 今中真之助議員	77
1 教育行政について	77
2 有害鳥獣対策について	83
1番 佐美三 洋議員	87
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について	87
2 農林漁業者に対する国及び本市の経営継続補助金について	89
18番 福田慧一議員	93
1 新型コロナによる介護事業所の影響について	93
2 コロナ危機からくらしと営業を守る問題について	98
3 学校給食の取扱いと就学困難な児童生徒の支援について	100
常任委員会に付託（議案第103号から議案第122号）	102
散会	103

◎会議録第5号 12月15日

議事日程	109
------	-----

出席欠席者名	110
開議	112
地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	112
(質疑・討論)	113
各常任委員長報告	113
1 総務市民常任委員長報告	114
2 経済建設常任委員長報告	116
3 文教厚生常任委員長報告	118
(質疑・討論・採決)	120
議案第110号 指定管理者の指定について(網田レトロ館)	124
(質疑・討論・採決)	124
議案第113号 指定管理者の指定について(宇土市養護老人ホーム芝光苑, 宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑)	126
(質疑・討論・採決)	127
議案第115号 指定管理者の指定について(宇土市網津公民館網引分館)	127
(質疑・討論・採決)	128
諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	128
(討論・採決)	128
諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	128
(討論・採決)	128
委員会の閉会中の継続審査並びに調査について(採決)	129
(追加日程)	
議案第127号 令和2年度宇土市一般会計補正予算(第13号)について	129
議案第128号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算(第3号)について	129
議案第129号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	129
発議第5号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書	131
閉会	132
署名	136

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (月)

令和2年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第122号

令和2年12月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月2日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和2年11月30日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月30日	月	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明 決算審査特別委員長報告 質疑・討論・採決
12月1日	火	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月2日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月3日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月4日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月5日	土		休 会	(市の休日)
12月6日	日		休 会	(市の休日)
12月7日	月	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月8日	火	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月9日	水	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月10日	木		休 会	議事整理
12月11日	金		休 会	議事整理
12月12日	土		休 会	(市の休日)
12月13日	日		休 会	(市の休日)
12月14日	月		休 会	議事整理
12月15日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

2. 議事日程

令和2年11月30日（第1号） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第103号 宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第104号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第105号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第106号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第107号 宇土市河川使用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第108号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第109号 宇土市入学準備祝金給付基金条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第110号 指定管理者の指定について（網田レトロ館）

日程第11 議案第111号 指定管理者の指定について（宇土市健康福祉館）

日程第12 議案第112号 指定管理者の指定について（宇土市老人福祉センター，宇土市西部老人福祉センター）

日程第13 議案第113号 指定管理者の指定について（宇土市養護老人ホーム芝光苑，宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑）

日程第14 議案第114号 指定管理者の指定について（宇土マリーナ）

日程第15 議案第115号 指定管理者の指定について（宇土市網津公民館網引分館）

日程第16 議案第116号 指定管理者の指定について（宇土市民会館）

日程第17 議案第117号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について

日程第18 議案第118号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第19 議案第119号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第120号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第121号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 2 議案第 1 2 2 号 令和 2 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 3 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 4 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 5 議案第 1 2 3 号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 1 2 4 号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 1 2 5 号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 1 2 6 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 報告第 1 3 号 専決処分の報告について
- 専決第 1 7 号 損害賠償額の決定について
- 日程第 2 9 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 佐美三 洋 君 | 2 番 小 崎 憲 一 君 |
| 3 番 今 中 真之助 君 | 4 番 西 田 和 徳 君 |
| 5 番 園 田 茂 君 | 6 番 宮 原 雄 一 君 |
| 7 番 嶋 本 圭 人 君 | 8 番 柴 田 正 樹 君 |
| 9 番 平 江 光 輝 君 | 10 番 檜 崎 政 治 君 |
| 11 番 野 口 修 一 君 | 12 番 中 口 俊 宏 君 |
| 13 番 藤 井 慶 峰 君 | 14 番 芥 川 幸 子 さん |
| 15 番 山 村 保 夫 君 | 16 番 杉 本 信 一 君 |
| 17 番 村 田 宣 雄 君 | 18 番 福 田 慧 一 君 |

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	上木淳司君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	加藤敬一郎君

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前11時08分開会

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和2年12月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 事務報告をいたします。

令和2年9月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として議席に配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中口俊宏君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番，今中真之助君，16番，杉本信一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（中口俊宏君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月15日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第103号 宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第104号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第105号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第106号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 107号 宇土市河川使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 108号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 109号 宇土市入学準備祝金給付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 110号 指定管理者の指定について（網田レトロ館）
- 日程第 11 議案第 111号 指定管理者の指定について（宇土市健康福祉館）
- 日程第 12 議案第 112号 指定管理者の指定について（宇土市老人福祉センター，宇土市西部老人福祉センター）
- 日程第 13 議案第 113号 指定管理者の指定について（宇土市養護老人ホーム芝光苑，宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑）
- 日程第 14 議案第 114号 指定管理者の指定について（宇土マリーナ）
- 日程第 15 議案第 115号 指定管理者の指定について（宇土市網津公民館網引分館）
- 日程第 16 議案第 116号 指定管理者の指定について（宇土市民会館）
- 日程第 17 議案第 117号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 18 議案第 118号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 19 議案第 119号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 20 議案第 120号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 21 議案第 121号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 22 議案第 122号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 23 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 25 議案第 123号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 124号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 125号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 28 議案第 126 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

報告第 13 号 専決処分の報告について

専決第 17 号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 103 号から，日程第 28，議案第 126 号までの 26 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和 2 年 12 月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私共に御多用の中に御参集をいただき誠にありがとうございます。

また，本定例会においても，感染症対策として，一般質問の時間短縮の決定をいただきましたことに対し，重ねて御礼を申し上げます。

さて，一旦落ち着きを見せておりました新型コロナウイルス感染症の新規感染者が，再び拡大しております。とりわけ北海道や東京，愛知，大阪といった都市圏において感染者が急増しており，ここに来て国内の感染者数が過去最多を更新するなど，もはや第 3 波が到来したと言っても過言ではなく，気温や湿度が下がる冬場の流行拡大が危惧されております。

本県におきましては，新たなリスクレベル基準により，今月 4 日にリスクレベルがレベル 2 警戒からレベル 3 警報に引き上げられ，感染状況も拡大傾向にあるなど，厳しい状況が続いております。

これから，本格的な冬のシーズンが到来し，季節性インフルエンザの流行も懸念されます。本市としましては，インフルエンザの予防接種を推進するとともに，引き続き市民の皆様へ，冬場での換気を含めた感染症対策への取組を徹底していただくよう，周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては，気を緩めることなく，感染症対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に，先月 1 日から網田地区で試験的に実施しております，デマンドバスの実証実験について御報告いたします。

このデマンドバスは，利用者が，利用したい日時や場所などを事前に予約し，同じ時間帯の人と乗り合って運行する公共交通機関であり，自宅付近まで送迎が行われる，いわゆるドア・ツー・ドアの移動ができるというメリットがございます。

網田地区においては，平成 27 年 10 月から，利用者数の減少によりミニバスのんなっせの運行を休止している状況であり，現在まで市内唯一のミニバス空白地帯となっていること

から、地域住民の皆様には大変な御不便をお掛けしているものと認識しております。

このような中、今回の実証実験は、昨年9月、野口議員を会長とする7人の市議会議員の皆様で構成される網津・網田地区活性化推進議員連盟から、宇土市の新たな地域公共交通の在り方についての貴重な御提言をいただいたところであり、その後、同連盟と担当課による学習会や意見交換等を踏まえ、ようやく実現に至ったものでございます。

この実証実験は、来年2月末までを予定しており、一定の効果が確認できた場合には、本格運行に移行してまいりたいと考えております。

今月27日現在、延べ53人の方々に御利用いただいておりますが、実証実験で一定の効果を検証するためには、より多くの市民の皆様に利用していただくことが不可欠でございます。

網田地区にお住まいの市民の皆様も、まだまだこの実証実験を御存じでない方も多くおられるものと推測しております。交通弱者にやさしいデマンドバスの導入は、今後、ますます高齢化率が高まることが予測される本市にとっても、新たな公共交通機関として大いに期待しているところでございます。

本市におきましても、引き続き利用拡大に向け、あらゆる機会を通じて、周知に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、今月15日に実施されました、宇土市消防団による非常呼集訓練について御報告いたします。

この訓練は、昼夜を問わず、いつ発生するか分からない災害に対処することを目的とし、秋季全国火災予防運動の一環として、毎年実施しているものでございます。

当日は、市内各地区の消防団において、早朝5時のまだ夜も明けない中、訓練が実施されました。私自身も訓練に出席しましたが、団員の皆様の迅速かつ的確な行動、また、引き締まった表情を拝見し、非常に頼もしく感じた次第でございます。

消防団員の皆様におかれましては、本来の仕事や学業の傍ら、昼夜を問わない突然の出動や危険と隣り合わせの活動の中、本市の安全・安心なまちづくりのために御尽力いただいております。改めて心より敬意と感謝を申し上げます。

少子高齢化が進展する中、全国的に消防団員の確保が難しくなっている状況ではございますが、地域の安全の確保や地域の活性化のみならず、近年の大規模災害の続発により、消防団の果たす役割はますます大きくなっているものと認識しております。

本市としましては、これまで以上に消防団と連携を密にし、より強固な地域の防災体制の構築に努めてまいりますので、引き続き議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは次に、提案しております議案の主な内容について御説明申し上げます。

本定例会では、今月12日、議員の皆様へ議案書を配布しました後に議案内容が確定した案件がございましたので、議案書を二つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その1は、条例関係が7件、予算関係が6件、人事案件が2件、その他が7件の22議案及び報告が1件であります。

これらについて、御説明を申し上げます。

議案第103号、宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について。これは、指定管理者制度を導入している本市の公の施設について、使用料、利用料金等の統一的な運用を図るため、関係する七つの条例を改正するものであります。

議案第104号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。これは、税外収入金に係る延滞金の額について、地方税の延滞金の額との均衡を保つため、関係する二つの条例を改正するものであります。

議案第105号、宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について。これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第106号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法施行令の改正に伴い、条例を改正するものであります。

議案第107号、宇土市河川使用料徴収条例の一部を改正する条例について。これは、河川に係る占用料等及びその徴収方法を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

議案第108号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、市営住宅等の家賃等に係る債権の放棄に関する基準を明確化し、滞納整理を円滑に行うため、関係する三つの条例を改正するものであります。

議案第109号、宇土市入学準備祝金給付基金条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市入学準備祝金給付制度の円滑な運用を図るため、条例を改正するものであります。

議案第110号から議案第116号まで、指定管理者の指定について。これらは、公の施設の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。補正額は7億886万6千円を増額するもので、補正後の総額は256億6,165万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上、及び財政調整基金繰入金による予算の調製

を行っております。

歳出につきましては、総務費では、電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）の計上、及びふるさと宇土応援基金経費等の増額を行っております。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（障害児施設給付サービス分）の計上、及び障害児施設給付サービス事業経費等の増額を行っております。

衛生費では、廃棄物減量化対策経費等の増額等を行っております。

農林水産業費では、つつじヶ丘農村公園照明施設整備事業等の増額、及び緊急自然災害防止対策事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）の減額を行っております。

土木費では、被災宅地復旧支援事業（平成28年熊本地震復興基金）等の増額を行っております。

消防費では、五色山防災広場整備事業等の増額等を行っております。

教育費では、花園幼稚園擁壁整備事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業として、学校教育課分、図書館分及び成人式経費の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和2年7月豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）及び令和2年台風10号災害対策経費（都市整備課・単独災害復旧分）の計上等を行っております。

公債費では、公債費元金を増額しております。

そのほか、繰越明許費について、電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）ほか16件の追加、及びみんなの家移設事業ほか1件の変更を行っております。

債務負担行為については、宿直・休日日勤業務及び電話交換業務委託に要する経費ほか21件の追加を行っております。

地方債については、花園幼稚園擁壁整備事業の追加及び健康福祉館施設改修事業ほか10件の限度額の変更を行っております。

議案第118号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は7,982万6千円を増額するもので、補正後の総額は44億7,244万8千円です。これは、一般被保険者高額療養費負担金等の増額、及び国保事業費納付金等の減額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、特定健康診査等業務委託に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第119号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は53万8千円を増額するもので、補正後の総額は38億2,570万2千円です。これは、介護保険システム改修委託料の増額及び宇城広域連合負担金の減額を行っております。

議案第120号、令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。補正額は32万円を増額するもので、補正後の総額は4,070万5千円です。

これは、補助対象事業費の増額に伴う工事請負費の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、漁業集落排水施設整備事業経費の追加を行っております。

議案第121号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は23万8千円を増額するもので、補正後の総額は4億8,969万円です。これは、システム改修委託料の増額を行っております。

議案第122号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。収益的支出における補正額は59万4千円を減額するもので、補正後の総額は6億6,279万9千円です。これは、口座振替データ伝送サービス利用に伴う使用料の減額を行っております。

諮問第4号及び諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これら2件は、人権擁護委員の任期が令和3年3月31日で満了となりますので、新たな委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。後任の委員の候補者には、福成寺託真さん、中松裕子さんをそれぞれ推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申いただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第13号、専決第17号、損害賠償額の決定について。これは、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

以上が、議案その1の概要であります。

続きまして、議案その2は、条例関係4件であります。

これらについて、御説明を申し上げます。

議案第123号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第124号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第125号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。これら3議案は、それぞれの条例において規定する期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正するものであります。

議案第126号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、条例において規定する期末手当について、国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正するものであります。

この4件につきましては、期末手当の基準日が12月1日であることから、本日議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が提出しております議案の概要であります。本定例会には、最終日に議案3件を追加提出する予定でありますので、あらかじめ御了承をお願いします。

内容につきましては、庁舎建設事業において、一般会計と公営企業会計との間で、予算の組替えを行うための補正予算に関する議案3件であります。

これは、庁舎建設に係る災害復旧事業債の起債協議において、一般会計だけでなく、公営企業会計でも負担すべきと県から示されたことを受け、予算の調整を行うものであります。なお、関係機関との協議、及び対象経費の精査を要することから、開会日での議案の提出に間に合いませんので、最終日に追加提案するものでございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第123号から議案第126号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第123号から議案第126号の4件については、委員会付託を省略し、ただちに審議することに決定いたしました。

これより、議案第123号から議案第126号の4件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第123号から議案第126号の4件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 議案第126号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の一般職員の給与改定等に関する人事勧告に準じて、市職員の期末手当を0.05引き下げるものであります。職員は災害復旧や新型コロナウイルスの影響から、市民の命と暮らし、営業を守るために必死に頑張っております。生活の面でも消費税が10%に増税され、苦しい生活をしているわけでありまして、こういう中での期末手当の引下げには反対をいたします。

以上です。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第123号から議案第125号までの3件について一括して採決したいと思います。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第123号から議案第125号までの3件については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

議案第126号について採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第126号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、換気のため暫時休憩をいたします。よろしくお願いたします。

-----○-----

午前11時31分休憩

午前11時36分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第29 決算審査特別委員長報告（質疑・討論・採決）

○議長（中口俊宏君） 日程第29、去る9月の本会議において付託し、閉会中の継続審査となっておりました令和2年議案第73号から議案第80号までの令和元年度歳入歳出決算の認定8件について、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について報告があつておりますので、これを議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、佐美三洋君。

○決算審査特別委員長（佐美三洋君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、9月定例会において決算審査特別委員会に付託されました、令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定に係る議案第73号から議案第80号までの8件について、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

経過についてですが、まず、執行部に対し主要な施策の成果に関する説明書や各種資料の提出、及びあらかじめ本委員会から抽出しておいた事項について説明を求め、また監査委員の意見書なども参考にしながら、7回の委員会を開催し、慎重に審査を行いました。なお、審査を行う際には、予算の執行に当たって、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、その結果、見込んだとおりの行政効果を達成することができたかという点を重視し、さらには、今後の行財政運営においてどのような工夫改善がなされるべきかという視点をもって審査を行いました。

まず、決算の概要について申し上げます。

初めに、一般会計について、歳入総額は174億8,542万円に対し、歳出総額は170億8,958万円で、差引き3億9,584万円の黒字となっております。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、3億4,730万円の黒字となっております。

次に、財政指標についてですが、経常収支比率は95.5%で前年度より0.7ポイント増加し、過去5年間を見ても硬直化した財政状況は改善されておられません。

また、実質公債費比率は、前年度より0.4ポイント増加し9.8%、財政力指数は、前年度と同様の0.520となっております。起債現在高は197億5,501万円で前年度末より4,123万円の減額、各種基金の年度末現在高は63億7,723万円で、前年度末より2億1,343万円の増額となっております。

次に、特別会計について。特別会計は全部で七つありますが、その合計で申し上げます。

歳入総額は85億9,768万円に対し、歳出総額は83億2,527万円で差引き2億7,241万円の黒字となっておりますが、一般会計から五つの特別会計に10億7,992万円が繰り出されており、漁業集落排水施設整備事業特別会計では法定外繰入れが行われるなど、厳しい状況となっております。

以上が、決算の概要であります。

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

一般会計の歳入総額は、前年度に比べ4.54%、8億3,068万円の減少となっております。自主財源については、前年度に比べ2億9,272万円減少しており、自主財源比率は昨年度に比べ0.02ポイント減少の34.82%となっております。また、不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせて5,779万円に上り、前年度と比較すると1,118万円増加しています。

予算執行については、熊本地震からいまだ復旧復興のさなかにあり、極めて厳しい財政状況の中で、議決の趣旨に沿って適正な運用が行われており、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

次に、審査の過程における議論の中から、各委員からの様々な意見や質疑について主なも

のを申し上げます。

まず、経常収支比率について、委員から「一般的に経常収支比率が100%を超えると、自由な施策ができないと言われている。今後の推移として、令和4年度の経常収支比率は何も手立てを講じなければ104.9%で推移するとしているが、どのような対応を考えているのか。」との質疑があり、執行部から「今後、事業の必要性については、取捨選択を行い、縮小や中止も視野に検討していかなければならないと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「令和4年度までに経常収支比率94.0%以下を目標に掲げており、目標達成のため、歳出面では人件費の削減まで考慮しなければならないとあるが、人件費削減だけではなく、それ以前に財政健全化のために何をしなければならないのか、歳入歳出予算を全体的に見直し、取り組む必要があるのではないか。」との意見がありました。

次に、地方バス路線維持費補助金について、委員から「宇土―三角間路線に対する補助金の負担が大きい。この路線には、網田小中学校の通学としての利用もあるということだが、今後、導入が検討されているデマンドバスも視野に入れて、代替的な交通手段の検討を行ってほしい。」との意見がありました。

次に、空き家バンク制度について、委員から「未登記・未相続であることが原因で、空き家バンク制度に登録できない物件を利用したいと考える移住者が結構いるのではないか。空き家、空き地の物件登録を増やすためにも、登記のサポート等、きめ細やかな対応が必要だと思うので、今後、地域おこし協力隊等とも一緒に取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、コンビニ交付サービス利用実績について、委員から「本事業費に係る国と市の負担割合はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「コンビニ交付サービス導入後3年間は、対象経費の2分の1が特別交付税で措置される。」との答弁がありました。それに対して、委員から「費用対効果を考えると改善の必要があるのではないか。」との意見があり、執行部から「マイナンバーカードの普及に比例してコンビニ交付の利用も増加していることから、マイナンバーカードの普及が広がれば、交付件数もさらに伸びていく可能性がある。今後もマイナンバーカードの普及促進に努めていきたい。」との答弁がありました。

次に、生活保護申請者・受給者数について、委員から「現在のところ、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく増加している状況にはないという説明であるが、特に若者は、生活に困窮していても市役所等への相談に行かない傾向があると感じる。相談を受けやすい体制づくりをお願いしたい。」との意見があり、執行部から「福祉課には専門の相談員を配置している。また、社会福祉協議会でも生活困窮者の自立支援事業を行っており、相談も随時受け付けている。気軽に相談ができるよう市でも周知に努めたい。」との答弁がありました。

次に、単位老人クラブに対する助成金について、委員から「助成額はクラブの会員数によ

って決まっているが、活動実績に応じた助成金を上乘せするなど、老人クラブの活動を活性化させる施策が必要ではないか。」との意見がありました。

次に、介護保険基金について、委員から「今後ますます高齢化が進むと、介護保険の利用者が増え、歳出も増加することが見込まれる。特別会計は独立採算制であることから、介護保険料の見直しも含め、基金の増額について検討してもらいたい。」との意見がありました。

次に、農業次世代人材投資資金について、委員から「新規就農者のサポートチームを構築しているとのことだが、本市において新規就農を考える場合、トラクター等の農機具を持っていないことがネックになっているという話を多く聞く。就農者育成のためには、例えば、JA等と情報交換をしながら、離農する農家の農機具の借用や、譲渡などのマッチングができないか。また、認定農業者になればいろいろな補助金もある。市からそういったサポートがあれば就農数も伸びると思うので、検討をお願いしたい。」という意見がありました。

次に、宇土南部2期農免農道について、委員から「以前から用地交渉が難航していると聞いているが進捗は。」との質疑があり、執行部から「今まで難航していた箇所については、相続人が海外にいる等の理由により、相続登記の手続きに時間を要していたため、この度、当該物件について登記が完了した。今後は、網津地区の市道に接続する箇所までの実施設計が発注され、用地が確定する見込みである。令和5年度までの事業完了を目標にしている。」との答弁がありました。また、委員から「豪雨時の排水について、雨水が道路下の轟地区、緑川地区の集落に大量に流れ込んでいる。今後、市道に接続されれば、網津地区でも必ずそういった問題が出てくるので、集中豪雨の際の南部農免道路の排水対策を県に要望してもらいたい。」という意見がありました。

次に、農地基盤整備に対する受益者負担金について、委員から「平成17年の緊急財政健全化計画の際に、2%から10%に増額されている。経営が厳しい農家もあるので、平成17年以前の負担割合まで減額できないのか検討してもらいたい。」という意見がありました。

次に、地籍調査誤り修正の状況について、委員から「地籍調査の誤り修正に係る事業費の最終的な見通しは。」との質疑があり、執行部から「平成27年度から令和4年度までの誤り修正を完了させるために必要とする事業費の見込み額は、2億1,700万円程度と試算している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「当該事業費は、全て一般財源からの支出である。今後、誤りを繰り返さないためにも、その原因と責任の所在を明確にするべきではないか。」との意見がありました。

次に、河川監視カメラについて、委員から「今年7月の球磨川の氾濫では、死亡者の8割が水死と聞いている。早期避難を促すためにも、河川監視カメラの設置状況について市民に広く周知すべきと思うが、現在の取組は。」との質疑があり、執行部から「市の広報紙や公式LINEなどで周知を行っているが、今後も梅雨前に改めて広報を行うなど継続的に周知

を図っていく。」との答弁がありました。

次に、漁業集落排水施設整備事業について、委員から「現在の加入率は。また、加入促進のための取組は行っているのか」との質疑があり、執行部から「令和元年度末時点の加入率は59.8%。今後、地区への回覧と併せて、未加入者へは個別にチラシを配布するよう考えている。」との答弁がありました。これに対して、委員から「事業費は今後も増加する見込みであり、繰入金も発生している。加入者を増やすためには、担当者が未加入世帯に出向いて、個別に説明するなどの対策を取らなければ、なかなか加入率は上がらないのではないか。」という意見がありました。

次に、小規模特認校制度について、委員から「教職員の加配が望まれているとの説明があったが、可能なのか。」との質疑があり、執行部から「教育事務所をとおして常に県へ要望しているが、難しい状況である。」との答弁がありました。また、別の委員から「課題として3点挙げているが、1番大事な課題が抜けているのではないか。共働き家庭で、送迎ができない家庭は制度を利用したくても利用できない。市が制度をつくった以上、そういった不公平感は無くさなければいけない。」との意見があり、また、別の委員から「スクールバスの導入が必要ではないか。」との意見がありました。

次に、文化財の国指定に向けた取組について、委員から「轟泉水道については、新小路付近の水量が最近減ってきている。土中に埋設されている石管の詰まりや水漏れについて、市が調査する必要があるのではないか。」との意見があり、執行部から「今後、轟泉水道全域の測量を実施する予定である。測量後は、細部まで把握できるよう取り組んでいきたい。」との答弁がありました。

以上が審査の過程において、各委員から出された主な事項であります。

最後に、本市の財政状況は、大変厳しい環境下にあると言えます。今後、熊本地震からの復旧事業に対する起債の償還も始まるため、これまで以上の厳しい財政状況が続くと思われませんが、限られた予算の中にも、社会経済情勢の変化に対応した、効率的、効果的な予算の編成及び執行に心がけ、健全な行財政運営に努めていただきたいと思います。

以上のとおり、本委員会は慎重に審議を重ねた結果、議案第73号から第80号までの8件については、全会一致で原案のとおり認定することを決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長に質問いたします。

国民健康保険特別会計は、これまで赤字が続き、一般会計から多額の基準外繰入れを行っ

てきましたが、令和元年度決算では基準外繰入れは全くなく、2,522万9千円の黒字になっております。国保の制度改革による公費、つまり国からの財政支援の拡大と緩和措置が行われたためだと説明されておりますが、国からどういう名目でどの程度の財政支援があったのか、今後も継続して財政支援があるのかどうかお聞きいたします。

次に、介護保険特別会計についてであります。年度末に4億円以上の基金があるが妥当であるかとの問いに対し、基金は想定外の給付費の増大などにより、財源が不足する事態になった場合に充てるものであると説明されております。介護保険で想定外の給付費の増大とはどのような事態を指すのかお聞きいたします。

また、介護予防支援サービス事業で、多額の不用額が出ておりますが、市が運営する総合事業の中に問題があるからこのような不用額が発生したものと思うが、どのような説明があったのか。今後の改善についてもどのように指摘されているのか。この3点についてお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合により、ここで暫時休憩をいたします。午後1時から再開します。

-----○-----

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

決算審査特別委員長、佐美三洋君。

○決算審査特別委員長（佐美三 洋君） 福田議員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目の国保特別会計における公費の拡充による歳入増加についてですが、国保の財政運営が市町村から都道府県へ移管されたのは御存じのことと思います。その過程で国の公費負担が増加しておりますが、どの程度増加したのか、その詳細について委員会から執行部へ回答は求めておりません。

次に、2点目の介護保険基金における想定外の給付費の増大についてですが、委員会報告で「今後ますます高齢化が進むと介護保険の利用者が増え、歳出も増加することが見込まれる。」と報告をしております。いわゆる団塊ジュニアと呼ばれる方々が65歳を迎える2040年を見据えた場合に備えておくべきということで、委員会において想定外とはどういった場合かについて審議いたしておりません。

それから、3点目の介護予防事業・日常生活支援総合事業の不用額についてですが、その原因等について委員会への報告は求めておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 決算審査特別委員長の報告の中で、4議案に反対いたします。

議案第73号，令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。これまで業務量は増えているのに、職員を大幅に削減し、パートなどを増やし、人件費を抑えてきました。しかし、震災では職員が少なく十分な対応ができませんでした。こうしたことから、これまでの職員削減を見直し、11名の増員をいたしました。それでも職員数は少なく問題だと思います。職員を増やし、業務量に応じた適正な配置を行い、有給休暇も適正に取れるようにし、職員の健康にも十分に配慮すべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第74号，令和元年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。国保加入者は、年金生活者やパートなどで働く所得の少ない労働者の加入が増えております。年間所得200万円以下の世帯が8割を占めております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽよりも2倍近い国保税を払っております。そのため滞納が増えております。また、所得の全くない子どもにも、一人当たり2万2千円の均等割が課税され問題であります。高い国保税について全国知事会も、国に対し1兆円程度の財政支援で協会けんぽ並みに引き下げるよう要望しております。国の財政支援を増やし、皆保険制度を守るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第77号，令和元年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。介護保険は3年ごとに保険料と制度の見直しが行われ、保険料が毎回値上げされ、サービスは切り下げられてきました。事業者に対する介護報酬も切り下げられ、施設の運営が厳しくなり、廃業するところも出ております。介護職員の賃金も安く、職員確保ができない状況にあります。公的な支援を増やし、介護報酬の引上げや職員の待遇改善を国に求め、安心して介護を受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第79号，令和元年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳になれば、これまで加入していた保険から強制的に切り離され、一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療と保険料の面で差別するようなこの制度は廃止をし、元の保険制度に戻し、国の財政支援を増やして、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号、令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第73号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第74号、令和元年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第74号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第75号、令和元年度宇土市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第76号、令和元年度宇土市北段原土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの2件について、一括して採決をいたします。ただいまの委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号から議案第76号までの2件については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第77号、令和元年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第77号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第78号、令和元年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第79号、令和元年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第79号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次にお諮りいたします。

議案第80号、令和元年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告は原案のとおり認定であります。委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月1日午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の本会議は、12月2日に開き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れ様でした。

-----○-----

午後1時12分散会

第 2 号

1 2 月 2 日 (水)

令和2年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月2日（水）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 芥川幸子議員
 - 1 行政手続きについて
 - 2 日常生活用具給付事業について
 - 3 子どもを産み育てやすい環境づくりについて
2. 藤井慶峰議員
 - 1 第八代横綱不知火諾右衛門墓碑公園の整備について
3. 野口修一議員
 - 1 生活の安全安心と市内災害ボランティア
 - 2 ゴミとプラスチック

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	山 口 裕 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	宮 田 裕 三 君
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 顕 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	加 藤 敬 一 郎 君	環 境 交 通 課 長	北 谷 太 示 君
福 祉 課 長	松 下 修 也 君	子 育 て 支 援 課 長	中 山 好 美 さん
土 木 課 長	渡 邊 聡 君	文 化 課 長	池 田 和 臣 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	牧 本 誠 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） おはようございます。公明党の芥川でございます。今回は，行政手続についてなど3点につきまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては，前向きな御答弁をいただきますよう，よろしくお願いいたします。

それでは，通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めの質問は，行政手続に関しまして，行政手続のデジタル化でオンライン申請の推進につきましてお伺いをいたします。国の政策の一つに，行政のデジタル化を進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）への転換があります。新型コロナウイルス禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので，一人当たり10万円の特別定額給付金では，国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり，さらに，各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで，給付が立ち遅れる一因となったことは記憶に新しいところでございます。ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて，特に遅れが目立つのは，行政のデジタル化だと指摘をされています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は，全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

本市におきましても，国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進と，今後DXに取り組むことは当然として，大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきだと思います。国の主導する本格的なDXを待って，システムも統一，標準化されてから，そののちに本市の対応を検討しようというのではなく，住民サービスの向上，行政の効率化のため，現状の制度，システムを活用してできることから，先んじて検討することが重要だと考えられます。

本市では，行政手続のオンライン化，マイナンバーカードを活用したマイナポータルぴったりサービスの活用をされていることは承知をしております。国も行政のデジタル化を進める重要な手段として，マイナンバーカードの活用を重視し，普及促進に向けて，健康保険証や運転免許証など，個人を識別する規格の統合を目指しているところです。このぴったりサービスは，各自治体の手続き検索，内容確認と電子申請機能を可能とするもので，災害時の

り災証明書の発行申請から、子育ての関連では、児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申し込み、妊娠の届出等々、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できます。

本市におきましては、このマイナポータルぴったりサービスにあるメニューの中から、何を活用されているのか。現状と今後の利用拡大につきまして、企画部長にお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

今、芥川議員がおっしゃいましたように、国が運営していますぴったりサービスとは、子育て・介護・被災者支援などの分野で、オンラインで手続きの検索や電子申請ができるサービスのことでございます。これによりまして、自宅や職場、どこからでも24時間いつでも申請することが可能となり、夜間や休日でも手続きができることとなっております。

本市では、現在、子育て分野において、母子手帳交付や児童手当等の現況届など15の手続きを提供しております。

今後は、他自治体の動向を注視しながら、市民の利便性を考慮し、利用拡大に向けたオンライン申請の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しにつきましてお伺いいたします。行政手続上の押印廃止につきましては、印鑑登録をした実印などを求めていた83を除いた手続きが廃止される方向になり、いわゆる認め印は全て廃止される見直しになりました。こうした政府が推し進める押印廃止の流れを受け、福島県本宮市では、市民負担の軽減と手続きの簡素化を目的に、来年1月から、現在、市民や事業者に押印を求めている行政手続、約1,020件のうち、約870件で押印を省略すると発表がございました。本市では、既に国の動きに合わせて、その準備を推し進めておられるのか。総務部長に、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しにつきまして、今後の本市の取組をお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、国の行政手続におきます押印廃止につきましては、河野行政改革担当大臣が旗振り役として進められているところであり、現在、民間からの申請など、約1万5千ある行政手続のうち、99%以上が廃止となる見直しとなっております。

また、書面主義の見直しにつきましても、デジタル庁を来年9月の発足を目指すこととし、同庁において国と地方自治体とのシステム統合や、行政手続のオンライン化を推進することとしております。

一方、地方自治体においては、これらの国の動きや新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、総務省から発出の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の基準等に基づき、押印廃止の動きや書面主義の見直しが全国的に広がっております。

そのような中、本市におきましては、行政手続における押印廃止や書面主義の見直しを図るため、令和3年度から5年間を計画とします第9次宇土市行財政改革大綱に、これらを盛り込み、行政手続における押印廃止やオンライン化を推進することとしております。

なお、押印廃止につきましては、速やかに見直しできるものがないか、現在、全庁的に調査を行っており、可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

現在、国においては、押印の見直しについて地方自治体向けにマニュアルを策定中であり、また、行政手続のオンライン化についても、今後、マイナンバーカードを使ったシステム等の構築を図ることとされております。

本市としましては、今後、これらの国の動向に注視しつつ、市民の皆様の負担軽減と事務の簡素化、そして何よりも感染防止策の取組として、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。押印廃止と書面主義の見直しにつきましては、国の動きを敏感に察知していただいて、何よりも住民サービスの向上に向けて市長のリーダーシップのもと、早急な対応を期待しています。

次に、日常生活用具給付事業で暗所視支援眼鏡の追加導入につきましてお伺いをさせていただきます。国の指定難病の一つに網膜色素変性症という病気があります。この病気は網膜に異常が起こり、暗い所で目が見えにくくなる夜盲や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し失明することもある進行性の病気です。暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影いたします。暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能も持ちます。さらに、拡大や縮小ができ、視野の広狭を助ける機能もあるのが特長であります。

しかし、価格が高額なため、患者の方々は購入に踏み切れていないのが現状であります。また、網膜色素変性症の患者の方は、就労や就学時だけではなく、災害時には身動きが取れなくなるなど、生活に困難を極めていらっしゃいます。一方で、一部の人による心無い差別

や偏見を恐れ、病を隠している患者の方もいらっしゃいます。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、本市としても手厚い支援が必要ではないかと思えます。

本市の日常生活用具給付事業の対象品目として、暗所視支援眼鏡を追加していただくことを強く望みます。健康福祉部長に本市の見解をお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、日常生活用具給付事業の概要についてお答えいたします。

この事業は、障がい者や障がい児、難病の方に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としております。対象となる日常生活用具には要件があり、一つ目に、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。二つ目に、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。三つ目に、製作や改良、開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものとなっております。本市では現在、50品目を事業対象としており、障害者手帳の交付時の説明やホームページへの掲載により、利用促進に努めております。

御提案の暗所視支援眼鏡は、指定難病である網膜色素変性症に罹患された方で、暗い所で物が見えにくくなる夜盲の症状がある方に有効な用具とされています。この眼鏡は、高感度カメラで捉えた映像を明るい映像として投影し、暗い所でも自然な色彩で見ることが出来る機能を持ち、価格は1台40万円以上と大変高価な精密機器であります。

他自治体の助成の状況としましては、全国で初めて天草市が令和元年7月1日より給付対象としており、天草市での給付状況は令和元年度に5件、令和2年度に2件となっております。天草市の導入以降、他自治体の導入も徐々に増えてはいますが、全国的にはまだ少ない状況です。

このようなことから、今後も暗所視支援眼鏡の利用効果やニーズについて、天草市をはじめとする先進地からの情報収集に努めながら、他自治体の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。先進地である天草市などから、情報を収集していただき、前向きな御検討をよろしくお願ひいたします。

次に、子どもを産み育てやすい環境づくりにつきまして、2点ほど市長にお伺いしたいと思えます。

1点目は、男性の育休促進につきましてお伺いいたします。育児休業制度は1991年、当時野党だった公明党の主導で成立をし、男女が共に育休が取れる画期的な法律で、まもなく30年となります。その後、給付金などの制度が整うにつれて、女性の取得率は上昇しましたが、男性のほうは2005年まで1%未満と低迷をしておりました。2007年頃から、イクメンという言葉も流行し、後押しとなったようで、徐々に男性の育休取得率が向上してきているものの、19年度の育休取得率は7.48%と、まだ1桁台に留まっているのが現状であります。日本の育休制度は、原則子どもが1歳になるまで取得できます。取得中は雇用保険の育児休業給付金によって収入の67%が支給されるほか、社会保障料の免除など、休業前の収入と比べても実質8割から9割程度が補償をされます。国連児童基金（ユニセフ）が昨年発表した報告書「先進国における家族にやさしい政策」においては、日本は、父親に認められている育児休業の期間が、41か国中第1位で、最も高い評価を得ています。しかし、充実した制度がなぜ利用されないのか。男性が育休を取得しなかった理由に、会社で育児休業制度が整備されていないとか、職場が取得しづらい雰囲気だったなどが挙げられ、現実とのずれが指摘されました。労働経済学が専門の山口慎太郎東京大学教授によりますと、かつてノルウェーでも上司や同僚の目が気になって、男性の育休取得率は低かったそうですが、一部の勇気ある男性が育休を取り、その後職場で不利に扱われないことを目にした同僚が、さらに育休を取るという連鎖の結果、2006年には取得率が70%に達したということでございます。

子どもを産み育てやすい環境づくりには、法律や制度としての働き方改革は必須でございますが、併せてあと一步の勇気の連鎖が社会の意識をも変えていくと思います。2018年度の都道府県男性職員の育児休業取得率では、熊本県は全国平均の3.7%を大きく下回る0.8%で、国が公表を始めた2017年度に続き、2年連続の最下位ということでございます。

そこで市長に、本市の状況や男性の育休促進につきまして、お伺いをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 男性の育児休業取得促進についてお答えいたします。

本市では、子育て支援の充実を図るため、本年度からの5か年を計画期間としました、第2期宇土市子ども子育て支援事業計画を策定しております。この計画策定に当たりまして、市内在住の児童の保護者を無作為に抽出して、子育てに関するアンケート調査を行っております。この中の設問の一つに、男性の育児休業の取得というものがございまして、それによりますと、取得率は2.7%となっているところでございます。全国的に見ても非常に低いのかなというところです。平成26年に同じ調査を行っておりますが、このときは0.6%

でございましたので、微増はしているところではございますが、依然として、男性の育児休業の取得率は、低い状況にあるということです。このアンケートのときに、男性が育児休業を取得しなかった理由として挙げられているものが、仕事が忙しい、収入減となり経済的に苦しくなる、配偶者が育児休業制度を利用したなどが挙げられております。それぞれ、やはりどういう仕事をされているかで、この理由は変わってくるのかなと感じております。父親が育児休業を取得することで、母親が子育てに伴う悩みなどを一人で背負い込むこと、あるいは育児疲れや産後うつ、児童虐待のようなリスクの軽減や回避ができるということが言われておりますので、これはやはり推進すべきだなということは同感でございます。

今後、男性の育児休業の取得率を高めるためには、社会全体の意識改革が必要であると考えておまして、今の計画の中に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発、育児・介護休業法の事業所等への周知なども盛り込んでいるところでございます。

また、市役所の男性職員においても、育児休業の取得が進んでいない状況でございます。管理職を中心に、お互いに理解し支援する職場の雰囲気づくりに加えて、男性職員自らも育児を行うという意識醸成に努めてまいりたいと考えております。

なお、熊本県では、少し関連する部分ですけれども、自ら仕事と生活の充実に取り組み、共に働く社員や職員等の仕事と生活の充実を応援する、よかボス企業というものを推進しております。私も平成30年7月に宇城地域2市1町共同よかボス宣言というものを行ったところでございますので、宣言しただけで何も行わないということではなくて、少しでも前に進めるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 市長、御答弁ありがとうございました。育児休業を取得しやすい職場づくりを、リーダーシップのもと、トップの力で進めていただきたいと強く思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、新生児への支援につきましてお伺いをいたします。全国の自治体の中に、子どもの出生を祝福して、出産祝いとしての祝い金や祝い品を贈呈しているところがあります。本市では、新生児指定ごみ袋支給事業として、紙おむつ等により指定ごみ袋の使用が増加することから、市が指定するごみ袋を無料で配布し、保護者の経済的負担の軽減が図られておりました。また、コロナ禍の中、市では18歳以下の子どもさんがいらっしゃる御家庭にコロナ経済対策商品券、市民の皆様にはくらし応援商品券が給付され、市民の皆様は大変喜んでおられた次第です。このようなコロナ禍の厳しい状況の中で、子どもを産み育てることは、これまで以上に大変なことと思います。ほかの自治体では、国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に産まれたお子様を対象に、新生児一人につき10万円を支給しているところがあり

ますが、それは本市ではとても難しいことだと思います。市としても、お子様の誕生を祝福し、何らかの形で支給できないかと思えます。それを商品券という形で給付をしていただけたらどうかと思えます。商品券であれば、おむつとかミルクなど必要なものに変えることができます。何よりも市の活性化にもつながると思えますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 新生児への祝い金・祝い品についてお答えをいたします。

自治体によっては、出生届を提出された新生児に対し、お祝い金などを支給されているところもありますが、自治体の一般財源で賄うこととなります。当然、財政的には非常に厳しい状況となりますものですから、本市では、現在行っていないところでございます。本市においては、これまで、新生児期における使用済み紙おむつの処分に係る御家庭の経済的負担軽減等を目的として、市の指定ごみ袋の支給を行っております。これが平成18年からスタートしておりまして、随分と年月も経過してまいりまして、よその自治体でもこういうことをやっているところが結構多かったです。最近ではかなり減ってきているということもあって、その内容の見直しを検討してきたところでございます。

そこで、具体的な取組としましては、今年4月から国・県の補助事業を活用しまして、生後2か月を対象とした子どもノートの配布を行いました。こちらは育児の参考書として、また、保護者の方がお子さんの成長の記録を残せるものとして、大変好評を得ているところでございます。そこで、来年度からはこのごみ袋の支給から、こちらの子どもノートの配布に切り替える予定としております。なお、この子どもノートの配布につきましては、乳幼児全戸訪問事業と併せまして、保健師が各御家庭を訪問してお渡ししますので、育児の不安解消の一助としてお役立ていただければと考えているところでございます。

また、本市では、国・県の法令や制度に基づきまして、子育て支援関連の事業として、国民健康保険被保険者への出産育児一時金の支給をはじめ、乳幼児・こども医療費の助成、定期予防接種の種類追加、児童手当の支給、保育所の保護者負担金の軽減など、様々な支援を行っております。市独自の施策としましては、母親が産後に体調不良等で、家事や育児を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣する産後ママサポート事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業など、特にソフト面での子育て支援事業も数多く展開しているところでございます。

今回の御質問につきましては、次代を担う子どもの健やかな成長を市全体で祝福し、保護者への経済的支援を図るものと十分承知しておりますが、本市におきましては引き続き、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援に重点を置いた事業に取り組むことで、第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念でございます、宇土っ子のゆたかな心と元気な体を育む

体制を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。宇土市の未来を担う子どもたちのために、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。午前10時30分から再開いたします。議場の換気を行いますので、御協力を願ひいたします。

-----○-----

午前10時27分休憩

午前10時30分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番、藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） おはようございます。無所属の藤井慶峰です。質問時間短縮のために、直ちに質問したいと思ひます。

大相撲の九州場所において、我が宇土市出身の正代関が、熊本県出身力士として初めて優勝しました。そして、大関に昇進しました。この優勝と大関昇進という偉業は、熊本地震、7月の豪雨災害の被災者、災害に苦しむ復興を目指す熊本県民に大きな希望と勇気を与えてくれました。市長をはじめ、ほとんどの市民が我がことのように喜んだのではないかと思ひます。私も同じ地区に住む住民として、幼少の頃からの正代関を見てきた1人として、この上ない喜びでありました。

11月場所は、3日目に足首を捻挫して、大事をとって休場をせざるを得なかったことは甚だ残念でありましたが、これからの正代関の活躍を期待するものとしては、致し方ないことと来場所での活躍を期待したいと思ひます。

さて、轟地区の栗崎町には、江戸時代に活躍した第八代横綱不知火諾右衛門の墓があります。地元奉賛会の皆様が、雑木や草が生い茂っていたものをきれいにされ、階段を整備されております。お墓の横には横綱を称えるのぼり旗も立てられております。横綱白鵬関も墓前に参拝して、不知火型の土俵入りを奉納されました。そのことが報道されたことと、正代関の活躍もあって、不知火諾右衛門のお墓に県内だけでなく、県外からも参拝に来られるようになりました。奉賛会の皆様には、心から感謝しているところであります。

地元奉賛会の御希望では、この不知火諾右衛門の墓碑周辺を市の公園として整備していた

だけないものかとのことであります。お墓に上る階段は、東西二つの階段を設置しておられますが、傾斜の関係で東西いずれの階段も個人の土地、私有地を利用してあります。管理については、これからも奉賛会の皆様方が協力してやっていただけるということでもあります。ただ、私有地を無料で使わせていただいているということで、所有者に対して申し訳ない気持ちで、御心配しておられるのも事実であります。その点も踏まえて、市長として今後の不知火諾右衛門の墓周辺についてのお考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） まず，答弁に入ります前に，これまで不知火諾右衛門のお墓を代々守り続けてこられた子孫の皆様，また，草木が生い茂って荒れていた場所を，今のようすばらしい環境に整備していただいた地域の皆様に対しまして，まずもって御礼申し上げます。また，改めて感謝の意を申し上げたいと思います。

御存じのとおり，今でこそあのよう階段などがきれいに整備され，大きな支障もなく上り下りができるようになっております。しかし，一昔前までは，草木が生い茂り，墓所への階段もなく，雨が降ると滑って登れないような荒れた山道でございました。それを地域の皆様が，道を塞ぐ木々を伐採し，草を払い，階段を整備していただいたおかげで，今では，大きな支障もなく参拝することができるようになったものでございます。

また，それまでの地道な活動に加えまして，平成26年度には，くまもと里モンプロジェクトの補助金を活用して，今御指摘がございましたが，民地である墓周辺を整備していただいております。本年度には，有志による宇土不知火諾右衛門保存会が結成されるなど，積極的に活動を続けられておられます。ここに至るまでには，長い道のりであり大変な御苦勞があったことと思います。また，これらの御尽力によりまして，一昨年の大相撲宇土場所におきまして，横綱白鵬関の墓前土俵入りも立派に実現をしております。当日，私もあそこに行きましたけれども，村の墓の入口から地元の方が立って，交通整備をいただいております。墓前に行ったら本当にきれいに土俵も整備されて，ごみ一つ落ちていないような状況で準備をいただきました。これも地元の皆様のお力添えでございます。

このように長年にわたり，地道に地域活動を続けてこられたことは，最近希薄になったと言われております，地域の仲間がみんなで助け合う精神，いわゆる共助の精神であり，このような活動こそが，地域と行政との関わり方の指針となるべき本当のモデルケースであると思っております。いろんなところでこの活動については私も紹介をさせていただいているところでございますし，広報あるいは新聞等でも取り上げられたことは御存じかと思っております。

このことを，まず市民の皆様にも是非知っておいていただきたいと思い，答弁の前に述べさせていただきました。

それでは，質問にお答えいたします。

第八代横綱不知火諾右衛門は、享和元年（1801年）宇土郡轟村栗崎、現在の栗崎町に生まれ、幼い頃から力持ちでならし、大坂相撲では大関まで昇進します。その後、江戸相撲に挑戦し、天保11年（1840年）には、第八代横綱免許を授与される力士になるなど、その実力に時の将軍徳川家慶が活躍を称え、一首賜るほどの名横綱であったと言われております。

不知火諾右衛門は、嘉永7年（1854年）に亡くなられており、お墓については、分骨された後、故郷である栗崎町の丘の上に建立されたものでございます。

最近では、議員から先ほど御紹介いただきましたとおり、地元出身力士の正代関の活躍のおかげで、横綱のお墓に参拝に来られる方も数多くおられ、中には県外から来られた方もおられます。

参拝に来られた方からは、市に対してクレーム等はございませんので、この場所がいかにかきれいに整備されている状況なのかを物語っているのではないかなと思っております。

議員の御提案にあります公園整備につきましては、今申し上げましたが、現地は地域の皆様の活動のおかげで、民地ではありながら、既に公園と同じくらい整備が整っている状況と考えております。

とはいえ、今後、地域の力だけではどうしてもできない部分が必ず出てくると思います。市としては、これから地域の皆様と話し合いながら、公助として活動支援も含めて、側面からしっかりとサポートしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 元松市長には、御丁寧な答弁ありがとうございました。今後ともこの件については、いろいろ御相談申し上げることが出てくると思いますので、地元奉賛会に対して、御支援並びに御助言等をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午前10時45分から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

午前10時40分休憩

午前10時44分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

11番、野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。今回の一般質問は、生活の安全安心と災害の過疎地ボランティアについて、生活環境と廃プラごみについて質問させていただきます。

初めの質問は、市が委託して活動している交通指導員と生活安全パトロール隊はいつ始まり、どんな活動をしているのかについて、市民環境部長、御説明ください。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） まず、宇土市交通指導員についてお答えいたします。

宇土市交通指導員は、宇土市交通指導員設置規則に基づいて、交通の安全、事故の防止及び交通徳の高揚を図り、併せて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足しております。

具体的な活動内容としましては、毎月1日、10日及び20日の交通安全の日や春・秋の交通安全運動期間、また、県下一斉に実施される交通事故防止期間等において通学路等での交通指導を実施していただいております。

次に、生活安全パトロール隊についてお答えいたします。

生活安全パトロール隊は、宇土市生活安全パトロール隊設置要綱に基づいて、犯罪、事故等を未然に防止し、地域の生活安全を確保するため、ボランティアにより活動を行っていただいております。市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、平成18年5月1日に発足しました。

具体的な活動内容としましては、各小学校区ごとに設置された支部において、地域の防犯パトロール、うと地蔵祭りでの特別補導などを実施していただいております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく説明ありがとうございます。宇土市の交通指導員は、昭和34年に始まった東京の緑のおばちゃんから広がり、全国的な動きの中で始まったんですが、意外に思ったのは生活安全パトロール隊が平成に始まっていることです。その予算や人選については、交通安全協会の質問の後にお聞きします。

次の質問に移ります。警察の外郭団体の交通安全協会が各地域に存在し、地区地区で独自の活動をされています。この交通安全協会とは、そもそもどんな目的を持ち、いつ起こり、日常はどのような活動をしているのか御説明ください。加えて、宇土市内各支部の会員数と予算についても報告願います。市民環境部長、お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

交通安全協会は、交通事故のない安全で快適な交通社会を目指して、交通安全に関する事

業を実施する組織です。宇城地区交通安全協会は昭和28年に発足し、その中の支部として、本市には、宇土西支部、宇土東支部、花園支部、轟支部、走潟支部、緑川支部、網津支部、網田支部の8支部があります。

具体的な活動としては、小学校登下校時の交通安全に関する街頭指導、交通安全のぼり旗の設置、各種交通安全啓発イベント等への協力などを行っておられます。

また、宇城地区交通安全協会によりますと、今年度の各支部の会員数及び活動費の予算は、宇土西支部26名、20万8千円、宇土東支部12名、14万2千円、花園支部15名、25万円、轟支部6名、9万9千円、走潟支部12名、7万5千円、緑川支部11名、7万7千円、網津支部13名、10万円、網田支部12名、9万7千円で、会員数合計が107名、予算合計が104万8千円となっております。

各支部の予算額は、各支部の3月31日現在の地域人口に22円を乗じた金額と、基本額3万円を加算したものになるということです。

なお、本市から宇城地区交通安全協会に対しまして、令和2年度で112万5千円の負担金を支払っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しい報告ありがとうございます。地域の人口数に合わせて活動費を配分していることは知りませんでした。人口変化を考えると、花園地区は人口増なのに活動費は少なく、広い面積の網田地区は人口が減れば活動費も減る、活動費の配分を今後は考えることが必要な気がします。過疎地の状況、人口増減の状況から、県警も地域の実情を把握すべきではと思いました。

次の質問に移ります。交通安全協会の活動内容を聞き、確認したいのが、交通指導員と生活安全パトロール隊の各支部には何人いていくらの予算なのか。活動の予算、活動の検証について、市民環境部長、御説明ください。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、宇土市交通指導員の人員、予算、活動状況についてお答えいたします。

宇土市交通指導員は24名で、活動に対しては市から制服や防寒着など被服類の貸与を行っており、今年度の予算は人員の異動等を考慮し、2名分の35万7千円を計上しています。また、指導員一人当たり、年間8万200円の謝礼金をお支払いしています。活動検証につきましては、各指導員から四半期ごとに提出される活動報告書により活動状況を確認しております。

次に、生活安全パトロール隊について御説明します。

生活安全パトロール隊は、市内7地区に設置しており、宇土支部8名、花園支部26名、轟支部27名、走潟支部10名、緑川支部13名、網津支部13名、網田支部5名の合計102名です。活動に対して、市から帽子や反射ベスト、防犯のぼり旗等消耗品を支給しており、今年度の予算は21万7千円です。また、各支部へ年間3万円の謝礼金を支払っています。活動検証につきましては、隊員から毎月提出される活動報告書により確認しております。

最後に、交通安全協会について御説明いたしますと、人数と予算については、先ほど答弁しましたとおりとなります。活動検証については、宇城地区交通安全協会に確認しましたところ、各支部の総会資料により確認を行っているとのことでした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 交通安全協会の活動検証のことまで詳しく報告ありがとうございます。私はもともと違う担当から交通指導員に誘われたので確認の意味で聞きました。多くが毎日立っておられないのは、もともと活動が違うということも理解しました。生活安全パトロール隊の活動費は7地区で21万円、ほかに各地区振興会から額は微妙に異なっていますが活動支援金が支給されています。

次の質問に移ります。網津校区での交通安全活動・防犯活動において、交通指導員、交通安全協会、生活安全パトロール隊の代表を1人の方がやられていたこともあり、活動内容が会員にうまく伝わっていませんでした。そこで、私の疑問について質問します。その一つが、交通安全ののぼり旗の管理者は誰なのかです。昨年からは私も管理に関わるようになったのですが、実施団体は交通指導員なのか、交通安全協会なのか。市はどう把握し、管理しているのか。市民環境部長、御説明ください。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

交通安全ののぼり旗は、各地区の交通安全協会支部が実施団体として管理いただいております。市では設置箇所等について把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 簡潔な答弁で、時間短縮になります。答弁を聞き、交通安全のぼり旗は交通安全協会の各支部が管理することは理解しました。しかし、宇土市の交通安全のぼり旗もその中に相当分あります。折れ曲がったポールを取り換え、のぼり旗は1年もたないので頻繁に取り換え作業をします。そののぼり旗のことも含め、活動が長くなると現在の会員へ活動内容が伝わっていないのです。街頭指導は交通指導員がやること、網津の交通安全協会はあじさいの開花時期に車を誘導することと思っています。私がもう一つ分からない

活動があります。台風前に各交通安全ののぼり旗撤去と、台風後の再設置作業についてです。網津校区には、のぼり旗が約60本あります。台風が来襲しそうになると、市の環境交通課から交通安全協会網津支部長兼交通指導員の方に撤去の連絡が来て、いつも急な作業となります。撤去作業をやられるのは、前と同じ二人なのですが、その作業費は交通安全協会の会費から出ています。確認したいのは、指示は市役所で、なぜ作業費は安全協会から出すのか、もし分かれば報告ください。市民環境部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、のぼり旗の管理については、各地区の交通安全協会支部で行っていただいております。のぼり旗の台風時の対応につきましては、市から指示しているのではなく、台風の大きさや進路から、のぼり旗が倒れたり飛ばされたりして近隣に迷惑を掛ける可能性があるかと判断した場合に、台風接近に伴う安全確保と被害防止の観点から、全支部長に対して、情報提供と撤去のお願いを行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 回答ありがとうございます。今の答弁からすると、情報提供を発するが、地区の交通安全協会が撤去作業ができなければ、のぼり旗は立ったままということなんです。やっと理解ができました。活動しながら意味が分かっていない。交通安全協会、交通指導員、生活安全パトロール隊は、同じ地区エリアに活動しているので、今後は活動内容をそれぞれが理解し、必要な情報を共有することが必要だと思います。是非検討ください。

次の質問に移ります。今年の熊本豪雨は多くの犠牲者と甚大な被害を出しました。新型コロナウイルス感染防止のために、災害ボランティアは県内限定となったことで、多くの県民が被災地に足を運び、宇土市民もたくさん被災地で汗を流されました。宇土市からどんな方々がどんな思いで参加されたのか、分かる範囲でいいので、健康福祉部長、御報告ください。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 今年7月3日からの県南の豪雨災害に対し、本市では、いち早く職員を被災地に派遣するとともに、必要な物資の支援等を行ってまいりました。

被災地においては、特に居住区域への土砂の堆積が災害復旧の足かせとなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、災害ボランティアが県内在住者に限定されたことなどから、必要な数のボランティアが集まらず、復旧が進まないという状況にありました。

そこで、市と社会福祉協議会の共同事業として、7月29日から、人吉市のボランティア

センターが団体の受付を終了する9月末までの週1回、宇土市民の中からボランティア活動の参加希望者を募り、被災地のボランティアセンターまでの送迎を行うボランティアバスを運行しました。実績としては、市議会議員有志のボランティアバスも含めて合計11回、延べ127名の方に御参加をいただきました。

このボランティアには、高校生から70歳代まで、幅広い年代の方々に御参加いただき、中には複数回参加された方もおられます。しかし、参加の動機については、アンケート等を行っておりませんので詳しくは分かりません。ただ、参加者の声として、送迎のバス内で、熊本地震の際にボランティアの皆様にお世話になったことへの恩返し、あるいは、少しでもいいから自分でできる手伝いをしたい、県民しか参加できないので自分も県民として参加したい等の思いを話されていたと、同行した社会福祉協議会の職員から聞いております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。災害ボランティア活動に参加された方々の声を聞き、私もそうですが、多分皆さんも同じ気持ちだったと思います。私は現地の中で、旧坂本町から八代市民が多く参加され、芦北町もそうですし、人口の少ない相良村でも地元の30代40代が、何度も参加されたことを知りました。配布の参考資料は、11月27日熊日読者ひろばに掲載された高校1年生の投稿です。文中の後半に、「私は熊本地震を経験し、人と人との協力によって救われることを知っていたので、今回の作業で私も少し役に立てたのではと思います。今回の経験を生かし、これから人と協力して自分のできることを探し、少しでも誰かの役に立つことをしていけたらいいなと思っています。」とあります。無関心と言われる若い世代にも、被災者を支えたい、支援したいという意識が出てきたように感じています。私は、この災害ボランティアの県民意識の変化と、以前、美里町の上田町長が市民討論会で、「都市部の若者を招いて、高齢者の多い地区と道路の草刈り作業を手伝ってもらえないか。」と語っておられたのをヒントに、過疎地の生活道の台風・大雨災害の片付け作業と、平時の雑草の草刈り作業を災害ボランティアの活動の考え方で支援できないのかと考えました。例えば、轟地区の三蔵・扇谷・神山、赤瀬地区の米の口・古場田・古屋敷などは、面積は広いが人口が少ない上、高齢者が多く、また三蔵、扇谷の道は市民のウォーキングコースになっていて、道の一つは網引・網田につながる九州自然歩道です。この地域は生活道が長く、台風時、木が強風で飛ばされ、なぎ倒されます。また、平時でも生活道の雑草の草刈りは夏に何度も繰り返されます。この厳しい状況を市民ボランティアを募集し、週末に作業支援ができないかという考えです。

ここで確認したいのが、台風・大雨災害後の生活道の市の片付け作業はどんな内容かについて建設部長、報告ください。

続けて、台風・大雨災害後の片付け作業や、平時の生活道の維持管理の作業支援ボランティアについてどんな考えをお持ちか、健康福祉部長にお尋ねします。

建設部長、健康福祉部長は続けて答弁をください。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市では、道路法に基づき市道として認定した道路について、維持管理を行っております。

台風や大雨災害後の片付け作業としましては、大雨が降った後や台風通過後に、幹線道路を中心に、道路パトロールを実施しております。道路パトロールや市民の方などからの通報により倒木や土砂崩れ等で通行できない道路を発見した場合、直ちに撤去作業を行い、できるだけ早く通行できるよう努めております。

しかし、市が管理する市道は、延長が約513キロメートルと長いため、木の枝や土砂などが散乱していても、通行に支障がないものについては、撤去作業まではできていない状況です。

日常の管理としましては、舗装補修などの維持修繕のほか、春から秋にかけて道路敷きの除草作業も行っています。

除草作業については、これまで地元で区役などにより作業をされていた道路も、近年の人口減少や高齢化に伴い、市への作業依頼が年々増加しています。

市としましては、雑草で見通しが悪く危険な箇所や雑草が車道の一部を覆うなど、通行に支障がある箇所を優先して除草作業を行っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 建設部長の答弁にありましたように、市は、約513キロメートルに及ぶ市道の維持管理を行っており、特に除草作業については、通行に支障のある場所を優先して作業を行っております。このため、人口減少や高齢化が進む山間部等では、災害後の片付けや平時の生活道の維持管理が、今後増々深刻な地域課題になると考えられます。

豪雨や大地震などの大規模な災害時には、社会福祉協議会などが中心となり災害ボランティアセンターが開設され、必要な方には支援が入ります。市民のボランティアでは倒木の除去等大掛かりな市道復旧作業等はできませんが、専門業者による撤去作業後に、小枝や雑草の除去等ある程度の周辺の清掃作業は対応可能と思われま。

これに対して平時においては、これまで地元住民による区役で作業が行われていた道路についても、人口減少や高齢化により区役では賄うことができないケースが増えております。今後もその傾向が強くなっていくことと思いますが、現在、宇土市社会福祉協議会のボラン

ティア連絡協議会には、草刈り等の集落維持を行うための作業を行う団体の登録はされておらず、常時のボランティアは見込めない状況です。

ただ、今回の豪雨災害を見ても、多くの若者が災害ボランティアに参加しており、地域の被災地を地域住民で支えたい、支援したいという意識は、若者の中で確実に醸成されているものと感じております。

今後は、議員からお話のございました、都市部から若者を募り、災害時や平時の生活道の維持をボランティアで行うという仕組みも含めて、集落維持を行うためにボランティアを活用した先進的な取組を行っている自治体がないか情報収集に努めます。また併せて、先進事例をどう宇土市で活用できるか、社会福祉協議会と共に考えてまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく説明いただき、災害は特に台風と大雨後の生活道の復旧は大変であり、中山間地域は高齢化で人口減少が深刻なので、週末を使い、都市部市民に呼び掛け、ワーキングホリデー的に災害ボランティア活動ができないかと思い、質問しました。

このテーマの最後に、地域の安全・安心の活動、自然災害後のボランティア活動の質問から、過疎地の台風や大雨後の片付け作業に、市民ボランティアに協力をいただくこと。加えて、過疎地の生活道の維持作業に週末利用のボランティア活動はできないかについて、市長の見解をお聞きします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

日頃から交通指導員や生活安全パトロール隊の皆様には、市内の生活安全や交通安全維持のために大変な御努力をいただいていることに対しまして、心より御礼を申し上げます。

また、平時や災害時の過疎地の生活道の維持等につきましては、先ほどの建設部長の答弁でもありましたとおり、人口減少や高齢化の進む山間部等の住民の皆様のご負担が年々増加し、御苦労されているものと推察いたします。

議員のお話の中にありました、美里町の上田町長が、都市部から若者を募り集落維持のお手伝いをしてもらおうという考えをお話されたことは、私も同じ会場におりましたので、今でも覚えておりますが、あのときは、集落の維持作業を都市部の若者にさせていただく御礼に、田舎料理などでおもてなしをして、交流も同時に行おうというような趣旨だったと記憶をしております。

災害時に被災地を支えたい、支援したいという考えを持った若者が増えたのは、議員と同様に私も感じております。この若者たちを災害時のみならず、平時も地域に呼び込み、様々なことをボランティア的に行っていただければ、大変素晴らしいことであると思っております。

ただ、先ほどの美里町の例でございますけれども、確認しましたが、実現にはいまだ至っていないとのことでした。とはいえ、考え方としては、私は間違っていない、いい方向性であろうかと思えます。

今後は、地域の生活維持のために、ボランティアを活用している先進事例がないかを調査しまして、宇土市でも何か一つでも取り組めるものがないか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 答弁の中で、美里町の紹介がありましたけれども、このボランティア活動は、ワーキングホリデーの考え方ではなかったかなと私も記憶しております。県南豪雨での災害ボランティア活動で生まれた被災地に寄り添う意識が、宇土市内の中山間地域の過疎化と高齢化の進む地域の生活環境の厳しさにも目が向くとよいなと思いこの質問をしました。市長が言われるように、平時から中山間地域と都市部の若者が交流し、有事が起これば駆け付ける関係になればとの考えには賛同いたします。

次のテーマに移ります。世界的な問題としてG7、G20で取り上げられた海洋を汚染するプラスチックごみを減らすために、7月から買い物時に無料で配られていたビニール袋の有料化が義務付けられました。それにより市で回収する廃プラの回収物に変化があったか、市民環境部長、報告ください。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成24年度からレジ袋を含む容器包装プラスチックの収集を開始し、リサイクルを推進しております。

御質問の今年7月以降の容器包装プラスチック回収物の変化については、中間処理業者に確認したところ、「現在のところ実感できるような変化はありません。」との回答でした。

ただし、店舗等でのお買い物の際、ほとんどの方がマイバッグを持参されている姿を見るとレジ袋の削減につながっていることが伺えるかと思えます。

また、回収量については、今年7月から10月までの回収量が93トンとなっており、前年の同期間の回収量が82トンでしたので、11トンの増加となっております。

今年は新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響から、全体的にごみの量が大きく増加しており、レジ袋有料化による効果は、単純には判断できない状況です。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。数値も変化も必要なのですが、私は廃

プラ回収の市民環境の変化に興味を持ち、今回質問をしています。やはり、いわゆる巣ごもり活動で家庭ごみが増えているだろうと推測します。

そこで、次の質問に移ります。廃プラ回収が始まった頃は、熱心に分別をしていた方が、高齢となり、熊本地震後は、ごみは何でも一緒に集めた時期もあったので、確認したいので、廃プラ回収の震災前から昨年までの廃プラの変化について、市民環境部長、報告ください。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、小山郁郎君。

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

熊本地震前年の平成27年度から昨年度までの、容器包装プラスチックの回収量の変化についてお答えいたします。熊本地震前年の平成27年度の回収量は231トンでしたが、地震後の平成28年度は188トンと大きく減少しました。その後、平成29年度は220トン、平成30年度は233トン、令和元年度は237トンと、平成29年度以降は増加傾向を示し、現在はほぼ地震前と同じ回収量となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 報告ありがとうございます。私の想像していた数値よりも、市民意識が高くなっていると思います。海洋投棄の廃プラの映像も市民意識を変えてきているのを感じます。生ごみの体積の約60%は廃プラという分析もあります。市民の環境意識を高め、ごみ減量、廃プラ回収、廃油の回収、リサイクル品の回収の情報提供をお願いします。そして、菅総理の所信表明にもあった、再生可能エネルギーの転換を取り組んでもらうことを要望いたします。

次の質問に移ります。廃プラごみは、世界の政治課題になっていますが、循環型社会や持続可能な社会づくりから、国の環境政策は変わりつつある中、今後、地方が取り組むべきごみ問題、生活環境維持について市長の見解をお聞きします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から循環型社会への転換が始まりました。

循環型社会とは、有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行い、持続可能な形で循環させていく社会のことです。そのためには、生産や消費の過程において、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（廃棄物の再使用）、リサイクル（廃棄物の再生利用）の3Rを行い、天然資源の消費や廃棄物の発生を抑え、環境の負荷を軽減させることが必要となります。

本市におきましても、循環型社会の実現を目指して資源ごみや容器包装プラスチックの分

別収集リサイクルを実施しているところです。

今後、地方が取り組むべきごみ問題についてですが、政府は令和4年度以降、容器包装プラスチックと併せてプラスチック製品を一括回収する制度を検討しています。そのため、本市におきましても、プラスチック製品の一括回収の取組を国の制度に合わせて実施する必要があるものと考えております。

また、現在実施している資源ごみの分別の徹底を図るとともに、3Rにおけるリデュース、つまり廃棄物の発生を抑制するような施策を検討していく必要があると考えております。

さらに、生活環境の維持・向上については、今年1月の2050年度熊本連携中枢都市圏内CO2排出実質ゼロ宣言に伴って、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を今年度中に策定する予定となっております。この計画では、海洋プラスチックごみ問題を踏まえたプラスチックの排出削減への取組や、市民が気軽にリユース・リサイクルに取り組めるような環境を整えること、また再生可能エネルギーの最大活用など、循環型社会を構築するための具体的な施策が検討されていますので、計画策定後は連携中枢都市圏で協力しながら、推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 詳しく環境政策、生活環境改善の取組について御説明いただきまして感謝します。

循環型社会の取組は、一つの自治体でできるものではありません。隣接する市町村はもちろん県・国との連携も不可欠です。ごみ問題から生活環境の維持まで広範囲ですが、住みたい宇土市になるように活動していかなばと思いました。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日3日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時18分散会

第 3 号

1 2 月 3 日 (木)

令和2年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月3日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 檜崎政治議員

- 1 セキュリティ対策及び個人情報漏えい対策について
- 2 キャンプ場について

2. 平江光輝議員

- 1 新庁舎建設工事発注方式等の方針について（入札方法）
- 2 財政の健全化について

3. 宮原雄一議員

- 1 複式学級について
- 2 緑川地区定住対策について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	山 口 裕 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	宮 田 裕 三 君
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 頭 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
企 画 課 技 術 総 括	甲 斐 裕 美 さん	ま ち づ くり 推 進 課 長	加 藤 敬 一 郎 君
商 工 観 光 課 長	淵 上 真 行 君	学 校 教 育 課 長	田 尻 清 孝 君
指 導 主 事	太 田 黒 保 宏 君	生 涯 活 動 推 進 課 長	内 田 雅 之 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	牧 本 誠 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

10番，榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） おはようございます。宇土、みらいの榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして，一般質問をさせていただきます。

まず初めに，セキュリティ対策及び個人情報漏えい対策について伺います。最近では，マイナンバー制度の施行や情報セキュリティに対する社会的要請の高まり，情報通信技術の広がり等を考慮し，最新の時代状況に対応するために，本市でも情報セキュリティポリシー，セキュリティの対応，対策，要綱及び本市の情報セキュリティ対策基準の改正が行われていることだと思います。

その中で，本市の業務に使用しているパソコン等のコンピュータウイルス対策，セキュリティ対策の状況についてお尋ねします。企画部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） おはようございます。御質問にお答えします。

11月1日現在における本市の職員数は，正規職員が261人，再任用職員が12人，会計年度任用職員が225人，計498人という状況で，それぞれの業務に必要とするパソコンは，窓口や現場対応が主となる部署を除き，基本的には各職員が1台の専用端末を使用しております。

まず，このパソコン等のコンピュータウイルス対策ですが，業務データを管理するクラウドサーバにおいて，ウィンドウズ10に搭載されているマイクロソフト社のウィンドウズディフェンダーと，全世界で最も評価が高いトレンドマイクロ社のウイルスバスターの各ウイルス対策ソフトを二重で適用することにより，コンピュータウイルスに対する万全の対策を講じているところでございます。

次に，セキュリティ対策についてですが，本市における基本的な方向性として，平成27年に定めた，宇土市情報セキュリティ対策基準の規定に基づいて各種対策を講じており，同年に国が示した三層の対策にてシステム運用を行っております。具体的には，一つ目が住民基本台帳や税情報，マイナンバー利用事務といった市の業務の根幹を成すシステム，二つ目が地方自治体間のための接続で，公文書を作成するなど，全庁で使用するシステム，そして，三

つ目が情報収集や外部との連絡を主としたインターネット接続システム、この三つに分けて業務運用を行っているところです。

これに加え、宇土市を含む県内の自治体全てが参加する、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会で運用している、自治体情報セキュリティクラウドシステムによる監視を行っており、このほかにも、インターネット上で通信する際、通信の文字列を特定の決まりによって変換する暗号化通信、暗証番号を二つ用いる２要素認証、ネットワーク管理者による不正アクセスの監視など、現時点で想定される実装可能なセキュリティ対策に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。宇土市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、二重、三重のセキュリティ対策を講じており、自治体情報セキュリティクラウドシステムによる監視を行っている。このほかにも、暗号化通信、２要素認証、不正アクセスの監視システムなど、現時点で想定される実装可能なセキュリティ対策に取り組んでおり、セキュリティにつきましては万全な対策を講じているということであり安心いたしました。

次に、個人情報漏えい防止対策について質問いたします。10月に本市の小学校において、児童生徒の個人情報が入ったUSBメモリを紛失する事案が発生しております。平成25年に一度質問をしておりますが、再度質問したいと思います。以前、神奈川県逗子市でストーカー殺人が起こっております。市役所の職員が事件前日、被害者女性の夫を装った調査会社の人間の巧みなうそに気づかずに女性の住所を漏らし、電話で個人情報を聞き出したことが殺人の引き金となっております。本市におきましては、個人情報を守るために個人情報保護条例があるわけですが、その中に「第2章、実施機関が取り扱う個人情報の保護、第7条、実施機関は、保有個人情報を正確かつ最新の情報に保つよう努めなければならない。2、実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じるよう努めなければならない。」と記載されているわけですが、この安全確保の措置であります。この個人情報の書類は金庫に、USBメモリの管理はデスクを離れたときは必ず施錠をしたり、適切な管理をしていると思うわけですが、この個人情報を管理区以外に持ち出すことがあると思いますが、管理上の承認が必要になってくるわけですが、この手続きはどのような形で現在とっているのか。市では、個人情報を取り扱う場合、個人情報が漏れないように具体的にどのような対策を講じているのか。

また、このストーカー事件では、民間会社の犯人と電話した内容のやり取りが録音されており、これが犯人の逮捕につながっております。本市におきましても、市民の皆様に対して

の対応向上のためという形を取らせていただき、電話対応等において、犯罪を未然に防ぐ観点から、通話内容を録音する等の対応がとれないか、お尋ねいたします。総務部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

市の業務は市民生活に広く関わっており、多くの個人情報を取り扱っております。そのため、個人情報を市職員が外部に漏らさないための取組としましては、まず何よりも職員一人一人が個人情報保護に関する意識を高めることが重要でございます。

具体的な取組としましては、まず、10月に発生しました市内小学校教諭によるUSBメモリの紛失を受け、同月28日付けで、全職員あてにメールを発送し、改めて公文書の庁外持ち出しは、所属長の許可を得た場合を除き、原則禁止であること、また、私物のUSBメモリには、個人情報はもとより、公文書と見なされるデータ類を保存せず、持ち帰らないよう、注意喚起を行ったところでございます。

加えて、本市におきましては、毎年、職員を対象に個人情報の安全管理措置に関する研修を実施しております。本年度も今月17日に、新型コロナウイルス感染症対策として、参加人数の制限を設けますが、個人情報保護に関する研修の実施を予定しております。

一方、ハード面については、先ほど企画部長が答弁しましたとおり、外部からのアクセスを防止する様々な対策を講じているところでございますが、職員が端末を使用する際に内部から情報を漏らさない対策も講じております。

具体例を挙げますと、平成25年第4回定例会の答弁と一部重複しますが、一つ目は、職員が端末の使用を中断し、離席する際には、端末画面を他者に見られないようログアウトやノートパソコンを閉じる等の措置をとっております。

二つ目は、職員は、端末の使用に際し付与されたIDやパスワードを紙にメモして端末や机上に貼るなどしないよう、適正に管理することとしております。

三つ目は、住民基本台帳をはじめ、税情報などを取り扱う職員にあつては、通常のIDとパスワードに加え、一度限りの使い捨てパスワードである、ワンタイムパスワードを使用し、さらに強固なセキュリティ対策を講じております。

その他、窓口や電話対応における個人情報の漏えい対策につきましては、まず最初に、必ず本人確認を行うこととし、本人確認がとれない場合は個人情報を提供しないこととする措置等をとっております。

なお、議員御質問の、電話対応における通話内容を録音することにつきましては、犯罪防止の観点から有効な手段の一つではあると考えますが、全ての電話を通話録音機能付きの電話に切り替える必要があるほか、事前に録音することについて、相手方に伝える必要もある

など、新たなトラブルにつながることも懸念されることから、今すぐの実施は難しいものと考えております。

いずれにしましても、今後とも、職員一人一人が個人情報保護に関する意識を高め、情報漏えい対策及びセキュリティ対策を確実に実施することで、市民の皆様からお預かりした大切な個人情報が漏えいすることのないよう万全の対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。今後も、職員一人一人が強い意志をもって個人情報の適切な取扱いを行っていただきたいと思うわけです。

次に、学校における個人情報漏えい防止対策について伺います。教職員の不祥事防止については、これまでも徹底してきたと思いますが、10月に児童生徒の個人情報が入ったUSBメモリを紛失するという事案が発生しております。事案が発生して1か月が経ちましたが、学校ではアンケート調査等を行っており、宇土市立小・中学校における個人情報漏えい防止対策はどうなったのか。また、民間では会社と社員の間で個人情報の取扱い等、約束事に関する同意書を交わしている会社がほとんどであります。私も金融・保険・介護に関する会社との同意書を交わしておりますが、そのような同意書的なものはないのか。この二つについて伺います。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、宇土市立小・中学校における個人情報漏えい防止対策についてお答えいたします。

市教育委員会では、熊本県教育委員会が策定した懲戒処分の指針を基に、各小・中学校に対して個人情報を学校外に持ち出さないこと、個人情報を紛失しないこと、及び個人情報の盗難に遭わないことの徹底を図ってきました。しかし、児童生徒の個人情報が入ったUSBメモリを紛失するという事案が発生してしまいました。

この事案発生を受けて、市教育委員会としましては、本年11月に、個人情報の漏えい防止等を目的に、個人情報の取扱いを明確に示した宇土市立小・中学校「個人情報の取扱」心得5訓を作成し、各小・中学校に徹底を図っております。

この「個人情報の取扱」心得5訓には、次の五つの決まりを設けております。一つ目は、個人情報は学校から持ち出さないこと。二つ目は、事務業務は学校で行うこと。三つ目は、個人所有のUSBメモリ等の電子媒体は使用せず、学校配備の学校用USBメモリを使用すること。四つ目は、校内で個人情報の入った学校用USBメモリ等の電子媒体や紙媒体を紛失したときは、直ちに管理職へ申し出ること。五つ目は、個人情報の電子媒体や紙媒体が不要になった場合は、確実に処分することです。

また、今後は、個人所有のUSBメモリを使用しないよう教職員全員にUSBメモリを配備し、学校が一元管理するとともに、情報セキュリティポリシー等の規程を整備し、USBメモリの取扱いについて、制度として確立したいと考えております。

次に、民間での会社と社員との間で交わす個人情報の取扱いなど約束ごとに関する同意書についてですが、これに代わるものとして、各小・中学校では、年度当初に、個人情報は学校外に持ち出さないことなど、不祥事防止に関する申し合わせ事項を教職員全員で設定し、全職員が保有することで共通理解を図り、徹底を図っております。しかしながら、今回のような事案が発生してしまいました。

今後の対策といたしましては、個人情報の漏えい等が絶対ないように、宇土市立小・中学校「個人情報の取扱」心得5訓を教職員申し合わせ事項に加えることで、これを遵守するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。教職員申し合わせ事項が契約書になると思うわけですが、この先生たちが契約書を交わした後、学校側に提出する形だと思いますが、是非、2通つくっていただきたいと思います。1通は学校側、もう1通は先生が大切に保管するという形をとっていただければ、確約書の重みが増すのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。今後、個人情報の漏えいとか絶対無いように、宇土市立小・中学校の「個人情報の取扱」、これを順守するよう指導していただき、教職員一人一人が強い意志をもって個人情報の適切な取扱いを行っていただきたいと思うわけですが、

次に、宇土市におけるキャンプ場についてお尋ねいたします。現在、コロナ禍も影響しまして、空前のキャンプブームが到来しております。私も登山を兼ねてテントを張り、翌朝早朝登るようなことを趣味でやっておりますが、週末のキャンプ場は予約が満杯になっており、2、3日前に予約しようとしても利用ができないキャンプ場がほとんどであります。宇土市にも立岡自然公園キャンプ場があるわけですが、たまに前を通りますと、そこまで増えているようには思いません。宇土市のホームページを開きますが、分かりづらく余りPRしていないのではないかと思います。もったいないような気がいたします。

そこで3年間の使用状況と、今後の対策と申しますか、今後どのようにしていくのかお尋ねいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、立岡自然公園キャンプ場の過去3年間の利用者数と利用申請件数についてお答えいたします。

利用者数については、平成29年度は1,272人、平成30年度は1,676人、令和元

年度は1,680人となっております。平成29年度から平成30年度にかけての404人増については、平成28年度の熊本地震の影響による落ち込みからの回復によるものと思われ、平成30年度と令和元年度の利用者数については、熊本地震前の利用者数と同程度であり、横ばい状態にあるといえます。

一方で、利用申請件数については、平成29年度は156件、平成30年度は252件、令和元年度は409件となっております。熊本地震前と比較しても大幅な増加傾向にあり、少人数でのキャンプ場利用が増加していることが分かります。

次に、施設のPRについてですが、現在、宇土市及び指定管理者である宇土スポーツクラブがホームページ上での周知を実施しておりますが、施設の使用料及びキャンプ場貸出用品のみの簡素なものとなっております。

今後、現在のホームページの内容を見直し、写真等を取り入れた施設概要の内容充実に努めるとともに、新たにキャンプ関連情報誌等への掲載依頼をするなど周知徹底を図り、さらなる利用者増につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。ホームページの内容を見直していただき、新たにキャンプ関連情報誌又はキャンプのアプリでなっぷがありますので、掲載依頼をするなど、周知徹底を図り、更なる利用者増につなげていただきたいと思いますというわけでございます。

次に、宇土マリーナ芝生広場のキャンプ場利用についてお尋ねいたします。宇土マリーナ芝生広場でキャンプができることは余り知られておりません。私も知らなかったのですが、今回一般質問の前に、体験しておいたほうがいいと思ひまして、先月の21、22日、マリーナにて許可をいただき、キャンプをしてまいりました。そのことについてちょっとお話ししたいと思ひます。

マリーナに着いて、すぐテント、タープ、ハンモックを設置いたしまして、その後少し汗をかきましたので車で15分移動しまして、あじさいの湯に入りました。近くに温泉があることがキャンプ場を決めることの一つの基準であります。その後戻りまして、徒歩1分でなんと道の駅物産館に夕食の買出しに行きまして、物産館でほとんどの食材を手に入れることができるわけでございます。また、焚き火用のまきまで販売しておりました。特に海産物は新鮮であり、地ガキ、ハマグリ、アサリ、アワビ、ホタテ、イカ、サザエ、キンメダイ等を仕入れまして、ソップ味のちゃんこ鍋、また甲殻類でアヒージョを作り、ホタテ、サザエ、アワビを焚き火に網を置き、姿焼きで寒さも忘れるぐらいおいしい海の幸をいただきました。これは元松市長に食べていただきたいと思った次第でございます。また、普賢岳に沈む夕日は最高であります。車いすでも利用できるトイレもあるわけでございます。

今回の宇土マリーナでキャンプした感想であります。私も好きなキャンプ場が幾つかありますが、他のキャンプ場に引けを取らないと思ったわけであり。このままでは、私はもったいないという気がいたします。道の駅物産館の売上げ増加にもつながります。今後キャンプ場としての利用についてどのように考えているのか、元松市長お尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土マリーナの芝生広場のキャンプ場利用についてお答えをいたします。

宇土マリーナは、平成18年度から民間経営感覚による簡素化・効率化を図ることを目的に指定管理者制度を導入し、民間事業所が管理運営を行っています。

現指定管理者からの報告によりますと、施設の中の芝生広場において週末にはキャンプとして複数の利用があつているとのことでございます。

市及び指定管理者が、芝生広場をキャンプ場として利用できるとの周知は行っていないにもかかわらず利用されているということは、御輿来海岸などの自然風景の良さ、あるいは今御説明もございましたが物産館が併設されていることで、食材などの買出しが容易にできる利便性の高さなどが理由にあるのではないかと推測されます。

宇土マリーナにおける次期指定管理者の指定につきましては、今定例会に議案として上程しておりますが、今定例会で承認された場合、令和3年4月から新しい民間事業所が指定管理者として管理運営を行っていく予定となっております。

指定管理候補者を選定するに当たり、本年10月に開催されました第2回選定委員会時のプレゼンテーションにおきまして、次期指定管理候補者から芝生広場の活用として、キャンプスペース及びキャンプに伴うレンタル用品の提供を実施したいとの提案があつているところでございます。

私たちが若い頃、キャンプとかには行きました。そういうこともあつて、キャンプと言えば、夏場、若い人が大人数でというのが固定したイメージだったんですけども、最近では特に少人数のキャンプがブームになっております。テレビ番組等でもよく取り上げられておりますけれども、年齢を問わない、人数も少なくとも、そして季節も問わないというのが最近の傾向ではないかと感じているところでございます。

そういう意味も踏まえまして、市としましても、風光明媚で利便性の高いキャンプができる芝生広場として、次期指定管理者の管理運営が整い次第、市ホームページなどで広く周知を行つてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。今後広く周知していただき、物産館の売上

げも上がると思うわけでございます。それが西部地域の活性化にもつながるのではないでしようか。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時25分から会議を開きます。議場の換気をいたしますので、よろしくお願い致します。

-----○-----

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番、平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 皆様、おはようございます。ちいさいことからコツコツと、うとしせい会、平江でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、新庁舎建設工事発注方式等の方針について質問いたします。令和5年度内に供用を開始する宇土市役所新庁舎の建設がよいよ始まります。現在の状況であります。実施設計を終え、これから設計工事に入ります。そこで、施工される業者の選定、入札についてお尋ねします。今回の入札の方式については、なぜ、価格競争方式による一般競争にしたのか、その理由を知りたかったのですが、一般競争入札参加資格審査会の要綱において会議内容は非公開であるため、詳しくはお聞きいたしません。決定に至るまでの経緯等を答えられる範囲内で結構です。お答えしていただきたいと思っております。

また、庁舎の建設工事に当たっては、特定建設工事共同企業体となっており、代表構成員の参加資格を持つ企業は、本市において建築工事だけでなく、電気設備工事、機械設備工事についても当てはまる業者はいないように思います。しかし、代表構成員以外の構成員になることは可能です。できるだけ本市に関わる業者の参入が望まれているところではないかと思っております。そこで、代表構成員以外の構成員の資格要件はどのように考慮されているのか、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

宇土市庁舎建設工事の入札方式の決定に当たり、熊本県内外の自治体での庁舎建設工事における入札方式状況を調査しました。

調査した結果、県内の自治体のうち、熊本県と八代市は総合評価方式で入札を行い、人吉市、天草市、水俣市、大津町等は条件付き一般競争入札方式になっておりました。条件付き

一般競争入札の特徴としましては、価格比較のため決定の過程が分かりやすいことが特徴で、県内外同規模の自治体の庁舎建設工事においても、価格競争方式による条件付き一般競争入札方式が多く見られたところでございます。

また、総合評価方式とした場合、入札参加者の手続きも煩雑となるため、参加意欲に影響が出るのではないかと懸念されましたので、総合的に判断し、条件付き一般競争入札方式を採用したところでございます。

次に、特定建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員の資格要件につきましては、より多くの地元業者に、宇土市庁舎建設工事の入札に参加する機会を与えることが重要と考え、小規模企業の成長発展及び地域経済の活性化を図ることを考慮した内容となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 答弁ありがとうございました。今回の質問は、入札に対しての周知も考慮したいと思って行ったわけですが、入札参加事前確認依頼書の受付は12月1日をもって終了しているようです。しかしながら、入札書及び工事費内訳書の提出期限は令和3年1月12日であり、これからだということでございます。55年ぶりに宇土市の庁舎が建設されるということでございます。落札された業者におかれましては、大変名誉なことになります。また、共同企業体はメリットとして、参加する業者間の技術力の拡充や強化、経験を高めることで、その企業として今後の工事の受注可能性の拡大等も望まれることになり、県内多くの企業も是非とも落札したいと考えておられるところではないかなと思っておりますので、入札に参加される業者におきましては、そのあたりもしっかり考慮されて臨んでいただきたいと思います。

次に、財政の健全化についてお伺いいたします。開会日に、決算審査特別委員会より委員会報告で申されておりましたように、特にここ数年、財政は悪化傾向にあるようです。昨年の12月議会において嶋本議員より質問がっておりますし、多くの議員からも経常収支比率の悪化が指摘されておるところでございます。そこで、総務省が発表している決算カードによる平成30年度の本市の財政指標について、総務部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

決算カードとは、各年度に国が実施しております、地方財政状況調査（通称：決算統計）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況についてまとめたものでございます。

その財政指標のうち、四つの指標について御説明いたします。

まず、経常収支比率です。経常収支比率とは、財政構造の弾力化を表す指標で、経常収支

比率が高いほど財政状況は悪く、弾力性を失っている、つまり自由に使えるお金が少ないということになります。

本市の経常収支比率は、平成30年度決算では94.8%となっており、高い水準であると認識しております。

次に、実質公債費比率です。実質公債費比率とは、標準的な財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の割合を示したもので、財政健全化法により、早期健全化基準、平成30年度の基準値で言いますと25.0%と、財政再生基準、平成30年度の基準値では35.0%の二つの基準値が定められております。

本市の実質公債費比率は、平成30年度決算では9.4%となり、健全段階にあると言えます。

次に、将来負担比率です。将来負担比率とは、借入金いわゆる地方債など、現在抱えている負債の大きさを、その標準的な財政規模に対する割合で表したもので、実質公債費比率と同様に、財政健全化法により、早期健全化基準、平成30年度で言いますと基準値が350%が定められております。

本市の将来負担比率は、平成30年度決算では22.1%となり、こちらも健全段階にあると言えます。

最後に、財政力指数です。財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値となります。この数値が高いほど財源に余裕があると言え、1を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

本市の財政力指数は、平成30年度決算では0.52%となっており、財政力は低い状態にあると認識しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 答弁ありがとうございます。今回、総務省が公表している決算カードにて近隣の自治体、また類似団体の指標を財政課とのすり合わせの中で比較して見てまいりましたが、財政指標は、どこの自治体も悪化傾向にあるように思います。しかし、本市の特徴としましては、他の団体と比べて人件費は大幅に低く、代わりに扶助費が高いようございます。これは何を意味するのか。職員数の割合が低いことで人件費を抑え、代わりに福祉などの充実はよそよりも高いことを表しているのではないのでしょうか。その上で決算委員会の報告によりますと、今後の推移として令和4年度の経常収支比率、このまま何も手を講じなければ104.9%、令和5年度では105.5%と推移しているということでありました。つまり、うがった見方をすると、自由に使えないお金さえ5%ほど足りない状況がやってくるということでございます。この件についてどのような要因が関わっているのか。そし

て、今後どのように見込んでいるのか、総務部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） まず、財政状況の要因について、経常収支比率の分析を基にお答えいたします。

本市の財政状況は、平成25年度決算においては89.1%であった経常収支比率も、以降は上昇に転じ、平成29年度には97.0%まで悪化しております。

平成30年度は94.8%と減少しましたが、令和元年度は0.7ポイント増の95.5%で、依然として高い水準となっており、その要因としましては、少子高齢化に伴う社会保障費等の増加などによるものと考えております。

次に、今後の見通しにつきまして御報告いたします。令和4年度から、平成28年熊本地震での災害復旧に伴う起債の償還が本格的に始まります。また、消防本部・北消防署の移転改築、汚泥再生処理センターの建設、及び宇城クリーンセンターエネルギー回収型廃棄物処理施設の改修といった、宇城広域連合の大型事業に対する負担金も令和5年度にピークを迎えると予想しております。

また、今後も続くであろう扶助費の伸び、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少等、大きな改善を期待できる要因はなく、財政状況はさらに厳しくなると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 御答弁ありがとうございました。要するに、答弁では、以前から課題であります少子高齢化による社会保障費の増大に加え、震災の復旧のための起債の償還がいよいよ始まる。広域連合の箱物の建設が立て続けに始まる、その上でコロナの影響を受け、特に法人税等の税収の見込みが下がってきているということです。これに加えて、答弁のほうにはありませんでしたが、昨今の市の単独負担事業であります、主だったところですけど、会計年度任用職員制度では、1億円ぐらい掛かると計上されておりますし、10年ぐらい前には考えていなかったことだと思うんですけど、小中学校の空調整備事業、今行われておりますけれども、これは毎年1,000万円以上のランニングコストが上乘せして掛かっている状況です。さらに、先日報告がありましたように、今回、網田地区の地籍調査誤りの修正事業の完了までに2億1,700万円以上の見積りが計上されておまして、こういったものがさらに財政悪化に加担していくのではないかとというふうに思います。私がふっと思いつくだけでも、これだけの財政負担があることから、本市において財政状況を例えるならば、ちょうど今時期の季節であり、答弁にあるように令和5年度をピークとした財政状況の冬の到来を感じているところでございます。冬という言葉は比喩でございますが、では、以前の

冬はいつであったかと申し上げますと、平成16年頃から行った宇土市財政健全化推進プランのときだったと存じております。当時、国が定める三位一体の改革により、平成16年度予算は地方への税財源移譲に先行して、国庫補助・負担金の削減や、地方交付税が抑制されることになり、本市の基本的な歳入構造は今後さらに厳しくなると予測され、財政計画の抜本的な見直しを図ったもので、5年間の計画の中の特に3年間を緊急財政健全化期間として、ステップ1、職員数の削減や給与等の見直し、市単独補助の見直しなど11の施策を行い、それでも収支不均等の改善が見込まれないのであれば、職員給のカット、市税の見直しなど三つの施策を行うステップ2に行く。そのほか、市議会の経費の見直しの働き掛けを行ったり、外郭団体等への経費の見直しの働き掛けを行ったりということであったようでございました。こういったものは、私、直に経験しておりませんので、実感はないんですけど、当時は大変だったろうと思っております。改めまして、今回の財政難を真摯に受け止めるならば、今後早急にこういった計画を取り組む必要が出てくるのではないかと思うわけですが、この件について市長の御見解を求めます。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

今、御紹介いただきました平成16年度に策定しました宇土市財政健全化推進プランにおきましては、健全化推進プログラムとして16の施策を掲げ、職員数の削減や投資的経費の縮減等に努めてまいったところでございます。その結果、平成16年度は97.9%であった経常収支比率も、平成25年度には89.1%まで改善しております。

それ以降、限られた財源の中で、事業の選択と集中を厳格に判断しながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費等の増加や、今後、大型事業が続く宇城広域連合負担金の増加、さらには、熊本地震による災害復旧事業の影響を受け、財政状況は悪化していく見込みであります。

また、プランの策定、実施となれば、少なからず、市民の皆様、もちろん職員の負担も生じることとなります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の経済状況の見通しが難しいという事情等もございます。

このようなことから、現時点で今すぐプランの策定という取組は決定しておりませんが、議員の御指摘のとおり、この状況が続くとなれば、職員の人件費カットや、市の単独扶助費の見直しなど、多くの市民の皆様に御負担をいただくような取組も考えなければならなくなるとは考えております。

しかしながら、財政の健全化に関しましては、歳出の削減だけでなく、歳入を増加させる視点も非常に重要となります。平成16年の財政健全化プランに対しては、非常に身を切る

改革だったと思っております。それはもちろん必要なことでした。ただ、歳入の増加ということも考えると、取り組むべきことが今少し出てきているのかなと思っております。特に、ふるさと宇土応援寄附金に関しましては、今年度大幅に増加をしております。この裏には、市内の事業所が非常に頑張っておられるということ。これは、市の財政だけではなく、事業所の収益にもつながる、雇用の増加にもつながるということで、非常にプラス面でございますし、また職員も一生懸命頑張っておりまして、ということでございます。これには、ふるさと納税制度でございますので、返礼品が出てまいります。現時点で全国の中でも特に人気となっている商品が複数あるというのが、今、宇土のふるさと納税制度の強みとなっております。それもあって、過去数年、この制度が始まって以来、最高の数値を出してございまして、比較できないくらい伸びているという状況でございます。このふるさと納税制度においては、返礼品がございますので、直接いただいた額が歳入になるわけではございません。実質的には4割強だと思っていただければいいかと思いますが、1億円いただければ4千万円強の収入にはなるというものでございます。

これが貴重な一般財源、厳しい財政を支えるものになると思っております。こういうことをやはり宇土市の場合は、いろんなものがありますがこれと言って、これまで強みのある商品はございませんでしたけれども、事業者の頑張りでそういった商品が出てきているということは、非常に有り難いことでございますので、今後のことと申しますと、やはり歳出を絞っていく、これは当然のことでございますが、歳入をいかにして増やすかということも非常に重要であると。その中でこのふるさと宇土応援寄附金等に関しましては、今の傾向はいい傾向です。いい傾向を維持拡大できるよう、本当に力を入れていかなければならないと考えております。また、ほかにも企業版のふるさと納税等もあります。これは制度ががらがら変わっておりますが、少し企業側にもメリットがある制度と今はなってきて、少しこども増えつつあるんですが、こういったものも含めまして、歳出を絞り込むことは当然として、歳入を増やして市民の皆さんに御迷惑を掛けないように、財政を強くしていくということにも最大限の力を注ぎたいと考えています。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 平江光輝君。

○9番（平江光輝君） 御答弁ありがとうございました。財政が悪化してきたとのことであり、何らかの計画を立てなければいけないという時期に来ているようです。歳出のほうの話から先に言いますけど、是非、歳出の何か計画を立てるときには、明確に期限を決めてもらって、ここまでちょっとみんなで頑張ろうというようなことが大事だと思います。そういうことを計画して、市民の皆様にご理解を受けられるようにして進めたいと思います。そして今、歳入の話が上げられました、ふるさと納税。今年は結構上がってきているというこ

とでございますが、今から歳入策としては、このふるさと応援寄附金と以前から言われております企業誘致策ですね。これが、どこの自治体においてもこれが歳入策になると思いますので、もともと特産品がない限り、どこもすぐまねしてくると思うんですね。これは本当にそうそう続くというふうには思っておりませんが、今回のまちづくり推進課のほうで進められたふるさと宇土応援寄附金は、いい感じかなとは思っております。それと、今サテライト宇土さんから、寄附金をいただいておりますし、こういった新たな歳入策もやはり見つけていかなければいけないというふうには思っております。こういったものでも、なかなかうまくはいかないと思いますので、私も同様でございますが、多くの議員さんからあれをつくってくれ、これをつくってくれと言われるときに、いつも「財源がちょっと厳しいから」という話をされる根源というのは、こういったところがあるんだということ、今回再認識して、とにかく少なくとも広域連合の負担金ピークであります令和5年度までは、厳しい財政状況が続いていくということを認識いたしまして、今回の質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。10時55分から会議を開きます。議場の換気を行いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番、宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原です。本日は、私に一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は、今現在、本市において深刻な問題と考える教育環境問題の中で、複式学級について質問いたします。質問について1番と2番は関連しますので、続けて質問いたします。

まず初めに、2011年4月の法改正、施行により、公立の義務教育小中学校の学級編制は都道府県が定めた基準を標準とされ、公立小中学校を設置する市町村の教育委員会が、それぞれの学校の児童生徒の実態を考慮して行うよう改正されたと思いますが、本市の小中学校における学級編制の基準はどうなっているのか。特に、小学校が複式学級になる場合についてお聞きします。

また、そのことにより市内小中学校で、今後数年の間に複式学級になる可能性がある学校について、宮田教育部長にお尋ねします。1番目と2番目は続けて答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず，市内小中学校における学級編制の基準についてお答えいたします。

市内小中学校を含む公立義務教育諸学校における学級編制の基準は，公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により定められております。

同法では，学級は基本的に同学年の児童又は生徒で編制すること。ただし，児童生徒の数が著しく少ないか，その他特別の事情がある場合は，数学年の児童生徒を一つの学級に編制することができるかとされております。

また，同学年の児童生徒で編制する場合，単式学級の場合ですが40人。ただし，小学校第1学年の場合は35人。二つの学年の児童生徒で編成する場合，複式学級の場合ですが，小学校にあつては16人，第1学年を含む場合は8人，中学校にあつては8人を標準として，都道府県教育委員会が定めることとされています。

これを受けまして，熊本県教育委員会では，単式学級の場合は，小学校第3学年から中学校までは40人。小学校第2学年以下は35人。複式学級の場合は，小学校にあつては16人，第1学年を含む場合は8人，中学校にあつては4人という基準が設けられています。

つまり，学級編制については，小学校は第1学年が含まれる場合は条件が違ふこと，また，複式学級については，中学校は小学校の半数で学級編制を行う基準とされていることがポイントとなります。

次に，市内小中学校で，今後数年の間に複式学級になる可能性のある学校について，お答えいたします。

本年10月1日現在における小学校区ごとの子どもの数，市内に住所を有する子どもの数を調べましたところ，令和3年度の緑川小学校において，2年生が6人，3年生が9人，合わせて15人となり，それぞれ5年生，6年生となるまでの4年間，複式学級が生じる可能性があります。

今回の調査結果によりますと，令和9年度までの間は，緑川小学校以外の小中学校に複式学級が生じる可能性はございません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。緑川小学校は，最近，少子化が進み，いずれは複式学級が生じる可能性があることも懸念しておりました。地域住民の方々も複式学級によるデメリットなどを心配されており，その対策の一つとして，平成30年の緑川地区の一括陳情において，小規模特認校制度の要望をされております。

そこで，次の質問に入ります。学級編制で複式学級が生じることは，本市においても前例

のないことです。そのため、複式学級のメリット、デメリットについて、宮田教育部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 複式学級のメリット、デメリットについてお答えいたします。

複式学級については、平成27年1月27日に文部科学省から出されました、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引において、次のように示されています。

メリットとしては、1点目、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすいこと。2点目、意見や感想を発表できる機会が多くなること。3点目、様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなることなどが挙げられます。

逆にデメリットとしては、1点目、同学年の児童生徒が少ないため、学習における多様な意見が出にくいことやサッカー等、ある程度の人数を要する授業が編成しにくいこと。2点目、切磋琢磨する環境が作りにくいこと。3点目、教職員数が少なくなるため、教職員の専門性も限りが出てくること。4点目、共同で使用する教材・教具費が限られ、十分に整備できないことなどが挙げられます。

以上のことから、メリットを最大化し、デメリットを最小化する方策が重要であると考えます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。緑川小学校では、地域住民と一体となった学校づくりとして、地域住民参加の運動会、また米づくり・芋づくりなどの農業体験、公民館での宿泊通学体験など、小規模校ならではの活動を行っています。本来学校が果たすべき学力の定着という原点を忘れず、複式学級であっても単式学級に負けないくらい、力が付いたと自信をもって言える授業づくり・学校づくりが必要だと思えます。

それでは、次の質問に移ります。複式学級のメリット、デメリットを踏まえた上で、今後、複式学級が生じた場合の学校及び教育委員会の対応と取組についてお聞きします。

また、小規模特認校制度の導入と学校の統廃合については、どう考えているのか。太田教育長に尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 複式学級が生じた場合の学校及び教育委員会の対応・取組についてお答えいたします。

具体的な対応・取組につきましては、先に教育部長が答弁いたしました、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を基に、本市の実情に合わせ取り組んでまいります。

以下、手引きに記載された課題に沿って申し上げます。

まず、社会性の涵養、多様な考えにふれる機会の確保という点についてです。本市では、三つの中学校校区ごとに実情に応じた小中一貫教育を進めております。住吉中校区においては、小中の連携はもとより、小学校同士の連携も行っております。緑川小と網津小では、共同の修学旅行や集団宿泊教室、中学校への体験入学、小中合同の児童会・生徒会のリーダー研修や、挨拶運動など小中の連携はもとより、小小連携の活動にも積極的に取り組んでおります。また、今後さらに整備が整えば、ICT環境を活用し、テレビ会議システムやオンライン会議システム等により、他校との合同授業や交流活動などを継続的・計画的に行うことができると思います。

2点目は、切磋琢磨する態度、向上心を高める方策についてです。切磋琢磨する環境をつくりにくいという中で、児童の適度な競い合いの気持ちや向上心を育むために、近隣の小学校との合同授業や交流活動、PTA等と連携して各種の検定やコンクールへの参加を積極的に推奨したりするなどして、同世代全体の水準や他校の児童の頑張っている姿を意識させながら、指導の展開を図っていきたいと考えます。

3点目は、近隣の学校との協力体制の構築です。複数学校間で学校事務を共同実施し、事務の効率化を図るとともに、教職員が子どもと向き合う時間を増加させることや、学校間で教材、教具等を共同利用するシステムを構築することなども取り組む必要があると考えます。

以上のように、教育の機会均等を確保する観点から小規模であるデメリットを解消したり、緩和したりする方策を講じることが極めて重要であります。

今後、本市において複式学級が生じた場合は、2学年の授業を1人の担任が指導することになります。同じ時間帯に、2学年がそれぞれ学習指導要領に沿った学習をしていきますので、担任は1時間の授業を実施するために、二つの授業の準備を行う必要があります。指導者には、授業準備のための十分な時間の確保や、複式学級特有の高い指導技術が求められます。

また、一つの教室を二つに分け、一方に指導している際は、もう一方は子どもたちだけで学習を進めることとなります。担任が1人では、児童への指導はできますが、児童から質問があっても適時に回答できないことや必要な指導・支援が行えないことも考えられます。

このような問題に対処するために、教職員体制の整備として、現在も本市において各学校に配置しております市費の非常勤講師を有効に活用し、教職員の負担軽減を図るとともに、教育内容を充実させたいと考えております。

最後に、小規模特認校制度の導入と学校の統廃合についてお答えいたします。

小規模特認校制度の導入につきましては、過去に緑川地区振興会から要望がありましたが、取り下げられた経緯がございます。しかしながら、緑川小は宇土小と隣接していることもあ

り、地域から要望があれば再度検討していきたいと考えています。

また、学校の統廃合につきましては、現時点では、地元からの要望等はございませんが、現状を考えると、今後の方向性について検討を始める時期に来ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。複式学級であることのメリット・デメリットを明確にし、不利な部分は十分な対策をし、有利な部分は最大限に生かすことができるよう、授業や学校体制の工夫を図ってもらいたいと考えます。また、複式学級の担任の補佐をする市独自の教職員の活用をお願いします。小規模特認校制度につきましては、要望が取り下げであるとのことですが、今後教育を受ける児童にとっては重要な問題であります。学校、PTA、地域住民代表が真剣に児童の将来について協議して決めることだと思います。そして、統廃合については少子化を助長し、地域の活力を失います。また、災害避難拠点として学校は重要な役割を果たすことから、統廃合は慎重に考えるべき重要事項の一つだと思います。

それでは、最後の質問に入ります。緑川地区の第6次宇土市総合計画策定時のまちづくり座談会に私も出席しておりましたが、その際、住民意見として、緑川小学校児童数の減少が問題として挙げられ、定住促進の対策として、緑川駅周辺の住宅開発などが求められていました。そのことについて、本市の取組を石本企画部長にお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、石本尚志君。

○企画部長（石本尚志君） 御質問にお答えいたします。

第6次宇土市総合計画策定時に開催しました緑川地区でのまちづくり座談会においては、少子化問題、賃貸住宅が無い、雇用の場が少ないなど、こういった定住促進に関する意見を数多くいただきました。

それらを踏まえて策定された第6次宇土市総合計画において、緑川地区の目指すまちづくりの目標を、子育て世代や若者が住み続けたいまちを目指すとしており、また、住民・行政が共に取り組む地区づくりのアクションとして、緑川駅周辺における民間の住宅開発の促進を掲げております。

緑川地区では、JR緑川駅や地域高規格道路インターチェンジ周辺での宅地整備により、活気あるまちにしたいという住民の思いがあり、これまで、市としましては民間開発事業者へのヒアリングや地域高規格道路整備の促進について、国への要望活動などを行ってまいりました。

現在、JR緑川駅周辺には空き地が点在しており、民間活力による住宅開発も可能性があ

ると思っております。空き地所有者の意向もございしますが、緑川地区の定住促進を図るため、今後も継続して、民間開発事業者等への働きかけを行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 答弁ありがとうございました。近いうちにJ A旧緑川支所事務所倉庫が取り壊されることを話に聞いておりますが、緑川周辺の空き地の点が増えることにより、民間業者も開発しやすくなるのではないかと思います。本日、皆さんに資料として配布しております。玉東町のような定住促進事業、緑川地区にとってはハードルの高い事業だとは思いますが、目標は高く持って、地域住民、行政と一体となり、若者や子育て世代の定住促進のためにも緑川駅周辺の住宅開発が急務であると思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日4日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時15分散会

第 4 号

1 2 月 4 日 (金)

令和2年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月4日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 今中真之助議員

- 1 教育行政について
- 2 有害鳥獣対策について

2. 佐美三 洋議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
- 2 農林漁業者に対する国及び本市の経営継続補助金について

3. 福田慧一議員

- 1 新型コロナによる介護事業所の影響について
- 2 コロナ危機からくらしと営業を守る問題について
- 3 学校給食の取扱いと就学困難な児童生徒の支援について

日程第2 常任委員会に付託（議案第103号から議案第122号）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小 崎 憲 一 君
3番 今 中 真之助 君	4番 西 田 和 徳 君
5番 園 田 茂 君	6番 宮 原 雄 一 君
7番 嶋 本 圭 人 君	8番 柴 田 正 樹 君
9番 平 江 光 輝 君	10番 檜 崎 政 治 君
11番 野 口 修 一 君	12番 中 口 俊 宏 君
13番 藤 井 慶 峰 君	14番 芥 川 幸 子 さん
15番 山 村 保 夫 君	16番 杉 本 信 一 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	石 本 尚 志 君	市 民 環 境 部 長	小 山 郁 郎 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	山 口 裕 一 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	宮 田 裕 三 君
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 顕 君
財 政 課 長	上 木 淳 司 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	加 藤 敬 一 郎 君	福 祉 課 長	松 下 修 也 君
高 齢 者 支 援 課 長	柘 植 さ や 子 さん	農 林 水 産 課 長	湯 野 淳 也 君
商 工 観 光 課 長	淵 上 真 行 君	学 校 教 育 課 長	田 尻 清 孝 君
指 導 主 事	太 田 黒 保 宏 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	藤 本 勲 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	野 口 泰 正 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	牧 本 誠 君
議 事 係 参 事	永 守 未 和 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

3番，今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 早速質問させていただきます。今回は，教育行政についてと有害鳥獣対策について質問させていただきます。

まず，色覚検査についてでございます。色覚に異常が見られる割合は，男性が20人に1人，女性が500人に1人の割合でいるとされています。これは，クラスに1人か2人いてもおかしくない計算です。平成15年から学校での一斉色覚検査が廃止され，小学校での検査が任意となったため，気づかないまま黒板が見えづらく，苦勞している児童生徒も多いと考えられます。小学校に通う私の長女が，任意の色覚検査の申し込み用紙を学校から持って帰ってきたことで，私は色覚異常者のことに気づいたわけですが，色覚検査で異常が見られた児童生徒の数は，本市に何人いるのか。また，色覚に異常が見られた場合の授業における対処法についてお尋ねします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず，御質問にお答えする前に，学校での色覚検査について申し上げます。

過去，色覚検査は学校保健法で学校での実施が義務付けられていました。しかし，近年色覚異常についての理解が進み，検査で異常と判別された場合でも，大半は学校生活に支障はないという理由から学校保健法が改正され，平成15年4月から学校での色覚検査は義務ではなく，任意で行うこととなりました。

現在，学校での色覚検査の実施状況については，小学校では6校，中学校では1校の実績があり，実施時期や対象者について各校でばらつきがあります。例えば，小学4年生を対象に検査を実施する場合や，中学1年生時に，事前に保護者へ調査を行い，希望者のみに実施する場合があります。

それでは，議員御質問の検査で異常が見られた児童生徒の数についてお答えいたします。本年11月末現在の調査結果によると，検査で異常があると思われる児童生徒数は，合計で34人でした。

次に，異常が見られた場合の対処法についてですが，まず，教職員間で情報共有を行いま

す。事前に対応方法について職員研修を行ったり、当該児童生徒の個人情報の保護について確認を行ったりして、対応策を随時検討しております。また、学校で色覚検査を行い異常が見られた場合は、結果を保護者にお知らせし、専門医による検査を進めることとしております。

色覚異常がある児童生徒がいた場合の授業の対処法については、板書では白と黄色を基本とし、他の色を使う場合は、色の違いのほかに、二重線や波線など線種を変えるなど、違いが分かるように工夫しております。また、テストでの配慮においては、特に色による判別が困難な問題には、網掛けや斜線で示すなど工夫をして、適切な指導を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。配慮をしてくれているということでございますけれども、色覚異常者において、特に緑と赤が見えづらいとされているみたいで、黒板と赤いチョークの組合せは、判別に苦勞するというところでございます。しかしながら、黒板の色分けは理解を深めるにとってすごく重要であるので、赤色を使わないということは、座学の授業において非常にリスクを伴っているのではないかと推察いたします。そこで、提案ですが、カラーユニバーサルデザインチョーク、いわゆる色覚チョークを導入してはいかがでしょうか。通常のチョークに比べ3倍ほどの値段がしますが、金額は例えば100本当たり1,500円から2千円、1本当たり15円から20円です。通常のチョークは5円から10円くらい。対象者が少ないといっても、子どもの学ぶ意欲のことを考えたら、このくらいの値段の差はあってないようなものだと思います。タブレットに参考の資料として写真を付けていますが、正常者にとっても色覚チョークが見やすいのではないかというふうに思います。御検討をよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。コロナ禍における小学校・中学校の主な学校行事の開催状況についてです。コロナ禍における小学校・中学校における学校行事の開催に関しては、学校ごとに人数に差がありますし、3密回避のために先生方が大変苦慮されたのではないかと推察いたします。既に開催された主な学校行事の中で、特に運動会、修学旅行、集団宿泊教室はどのように開催されたのか。また、携わる先生方、保護者、関係者の反応・評価・反省点があればお伺いいたします。教育部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず、コロナ禍における学校行事の実施状況についてお答えいたします。

運動会については、花園小学校を除く全ての学校で、規模を縮小して実施されました。な

お、花園小学校では、運動会の代替として1学年ごとにスポーツデイを設けて、実施しております。修学旅行につきましては、11月末現在で全ての小学校が実施済みです。中学校については、12月から3月にかけて実施予定となっております。また、集団宿泊教室については、小学校のみが実施予定であり、11月末現在で、網田小学校及び宇土東小学校を除いた五つの小学校で既に実施済みです。

次に、保護者や教職員の評価、反省点や問題点についてお答えします。

運動会については、保護者からは「無事に実施できて本当によかった。」や「種目ごとに応援場所の入れ替えで、近くで自分の子を応援することができた。」という意見がありました。一方で、「参加者に制限があったので、祖父母が見に来られず残念な面もあった。」という意見もありました。教職員からは、「保護者や地域の皆様に感染防止対策の徹底を御理解いただき感謝している。」や「午前中無理なく実施できてよかった。」という意見、また「種目の制限、練習の工夫など大変な面もあったが、充実した内容で生徒も職員も達成感を得ることのできるものになった。」といった意見が寄せられております。

修学旅行については、保護者からは、「コロナ対策の事前説明や当日の対応を知らせてもらい安心できた。」や「行くことができてよかった。」との意見があり、教職員からは「バス、宿泊施設、見学場所等、徹底した感染予防対策がなされ、安心して行くことができた。」という意見がありました。

集団宿泊教室については、保護者の意見は特にありませんが、教職員からは「実施できてよかった。」や「施設と協力して感染防止に努めることができたが、消毒作業に多くの時間を割く場面があった。」などの意見があっています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。このような状況下で無事開催されたこと、そして何より、移動や多くの人との接触の可能性がある行事の中で、新型コロナウイルス感染者を出していないということは、すばらしいことであるというふうに思います。また、きめ細やかな事前説明などで、保護者の方も安心して子どもを修学旅行に行かせられたと答弁の中にありました。先生たちの知恵、配慮、頭が下がる思いでございます。ですが、一つだけ指摘をさせていただきます。それは、来賓ではなく保護者として参加したとある学校の話です。それはそれは、受付前から十分なコロナ対策が施されていて、安心して終始観戦することはできました。競技の場のすぐ近くには応援ゾーンが用意されていて、自分の子どもの出番のときは、その応援ゾーンに入って、近くで子どもを応援することができるという配慮がなされており、周辺の保護者もすばらしいと、もうこれからはこのやり方で良いのではないかという評価もあったわけでございます。ですが、残念なこともありました。それは、

国旗掲揚，国歌斉唱，国旗降納ががさつに扱われたことです。どういう形だったかと言いますと，国旗掲揚ということで「まわれ右をしてください。」というアナウンスがありました。そこまではよかったですのですが，既に掲揚された国旗があり，国歌斉唱は感染防止のためありませんと。国歌も流されることなく，次のプログラムに移りました。私自身ショックでした。実にショックで，コロナ禍とはいえ，我が国の国歌を尊ぶ僅か1分ほどの時間が，それほど省くのに値する時間だったのか。不思議で不思議でなりませんでした。最後まで観覧しましたが，プログラムには書いてあったのかかわらず，国旗降納が省かれたような状態でした。私の見た目には，そのほか不思議な光景がございました。それは，2度の給水タイム中に見た合計30分ほどに及ぶ密接・密集状態です。子どもたちの応援場所，次の競技の待機場所，それまでほぼ完ぺきに，堅実に行われてきた感染症対策の過程を，ぶっ壊すような光景でした。後日，校長に説明を求めた際に，そうなった事態は，余りにもプログラム進行が速すぎたために，時間調整で長くなってしまったという答えを聞きまして，一定の理解はしましたが，イレギュラーとはいえども密集・密接空間をつくり，国旗掲揚・国歌斉唱・国旗降納がほぼ省かれたのに等しい事態は，私を到底納得させることはできませんでした。このようなことが，どの小学校・中学校でも共通のものであるのか。来場制限がございましたから，運動会を自分の目で確認することはできませんでしたが，知人・友人に依頼し状況確認できた学校は，大方，国旗掲揚・降納がきちんと行われていて，国歌斉唱は音楽のみで歌唱は無しという学校が大部分であり，安心したところではありますが，そこで質問したいと思います。

コロナ禍のみならず，学校行事における国歌斉唱，国旗掲揚の実施状況と，国歌の意味，国旗の意義を教える機会はどのようにして行われているかについてお尋ねいたします。教育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず，通常時とコロナ禍の卒業式，入学式及び運動会等における国歌斉唱，国旗掲揚の実施状況についてお答えいたします。

通常時の卒業式・入学式におきましては，国歌斉唱及び国旗掲揚を全ての学校が実施しております。また，運動会等につきましては，国歌斉唱及び国旗掲揚を5校が実施し，国旗掲揚のみの実施が5校ありました。

次に，コロナ禍における卒業式・入学式についてですが，国歌斉唱及び国旗掲揚を実施した学校が8校，飛沫感染を防ぐため国旗掲揚のみを実施した学校が2校ありました。また，運動会等については，国歌斉唱及び国旗掲揚を1校が実施し，国旗掲揚のみの実施が7校，開式・閉式を行わなかったため実施しなかった学校が2校ありました。

次に、国歌の意味及び国旗の意義を教える機会の有無について申し上げます。

国歌については、小学校学習指導要領（音楽編）におきまして、国歌は、いずれの学年においても歌えるよう指導することとなっております。1年生から6年生までいずれの学年でも指導がなされております。

国旗の意義につきましては、6学年社会科の授業時において、意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう指導が行われております。また、国旗掲揚の方法につきましては、運動会や集団宿泊教室等の行事を通じて指導が行われております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。国旗掲揚、国歌斉唱をそんなに様々な式典、行事において削除している学校があるとは驚きでした。国歌斉唱は、音楽だけ流すということはコロナスタイルだと思いますが、削除すべきとは到底思えません。心の中で歌うべきだと思います。太田教育長は、このような本市の状況をどのようにお思いでしょうか。教育長の見解を関連質問でお尋ねします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

今回の運動会につきましては、コロナ禍の中での特別な形での国旗掲揚、国歌斉唱が行われたと思っております。これまでの入学式、卒業式におきましては、その意義を踏まえ、国旗掲揚、国歌斉唱が共にしっかりと指導され、そして実施されております。市内の子どもたちには国旗、国歌を大切にしている心が育まれていると認識しております。また、各学校におきましては、国旗掲揚を児童会、生徒会の子どもたちが、毎朝実際に行っているというようなところもありますので、子どもたちにも、国旗、国歌を大事にする心はしっかりと定着しているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 唐突な質問にもかかわらず、しっかりとした御答弁ありがとうございます。通常はできているということを知って安心しました。コロナ禍とはいえ、やはり我が国において必要なことだと思うんですね。プログラムとか準備とかすごく大変だと思うんですよ。しかし、そこはちょっと省くべきものではないのではないかなというふうに思うので、これからwithコロナでございます。これから先の行事においても、何が起きるか分かりませんので、そういった指導をきちんとしてほしいなと思います。

次の質問に移ります。教科書採択についてです。去年は小学校、今年中学校、いずれも

夏休み期間の教科書の採択が行われたと存じます。私も宇土市立図書館に出向き、特に社会科歴史教科書を確認いたしました。私は、社会科歴史教科書というのは、子どもたちの愛国心を芽生えさせるのか否か、大きな役割を持っていると思っておりまして、特に日本の成り立ちや大東亜戦争後の歴史観はその記述いかんによって、大きく子どもたちの感情が揺さぶられるものと思います。いわゆる自虐史観、事実を歪曲した我が国は悪いことをしたんだという、自虐史観に陥る記述の多い教科書が近年採用され続けております。なぜそうなってしまうのか、私は不思議でならないのですが、もう既に採択されております。次回に向けて、採択前にもっと幅広い視点で見つめ直していただくよう動いていきたいと思っておりますので、今回は採択基準、方法、内容はどんなものなのか。また、直近の教科書の採択状況についてお尋ねしたいと思います。教育長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

教科用図書（教科書）の採択につきましては、平成27年第4回定例会の柴田議員及び平成28年第1回定例会の檜崎議員の一般質問に対する答弁と重なりますことを御理解ください。

まず、採択の方法は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって定められています。教科書は、国の検定制度に合格したものの中から、熊本県教育委員会の採択基準及び選定資料に従い、最終的に宇土市教育委員会が採択を行います。

基本的な流れは、1年目に教科書発行者の著作編集作業、2年目に文部科学大臣の検定、3年目に採択と製造供給、4年目に児童生徒の使用となります。現在使用している小学校の教科書は、令和元年度に採択を行っており、令和2年度から令和5年度まで使用します。また、中学校の教科書は、今年度に採択を行い、令和3年度から令和6年度まで使用することとなっております。なお、採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされています。

宇土市立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は、宇土市教育委員会にあります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を採択地区として設定し、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。採択地区とは、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、自然的、経済的、文化的条件を考慮して、県教育委員会が決定することとなっています。

宇土市は、宇城市及び美里町を合わせた2市1町で構成された採択地区となっております。さらに、採択地区内で共同採択を行うための採択協議会が設置されています。

採択協議会は、管内小中学校の校長の代表、市町教育委員会の代表、学識経験者、管内小

中学校の保護者の代表からなる選定委員会を組織し、教科書の選定を諮問します。選定委員会は、教科書の選定に関する専門的な事項を調査研究させるための教科書研究員を置き、調査資料の作成と報告を求めます。また、教科書展示会において集約した保護者、教職員の意見を含めた教科書の採択に関する調査結果を採択協議会に答申します。答申を踏まえ、採択協議会で議決され地域内の小学校及び中学校で使用される教科書が種目ごとに選定されます。

最終的に、宇土市教育委員会で、採択地区において選定されたものを合議し、児童生徒に最もふさわしい教科書を採択いたします。

次に、直近での小学校及び中学校の教科書の採択状況についてですが、令和2年度小学校教科書は、国語、書写、社会、算数、生活、家庭、英語は東京書籍、地図は帝国書院、理科は大日本図書、音楽は教育芸術社、保健は学研、図画工作、道徳は日本文教出版となっており、令和3年度中学校教科書は、国語、書写は光村図書出版、数学は啓林館、理科は大日本図書、地理、歴史、公民、技術家庭は東京書籍、地図は帝国書院、音楽は教育芸術社、英語、美術は開隆堂出版、保健体育は学研、道徳は日本文教出版となっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。近隣地域にも関連することがございますので、宇土市だけではどうしようもないことだというふうに思います。本市の未来のために、我が国の先人の思いに正確に報いるために、微力ながら仲間を揃えながら動いていきたいと思っております。

次の質問に移ります。有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣対策といっても、これは正しくは農産物の被害を食い止めるための対策事業でありまして、この延長が、家庭菜園や住民の生活を守ることにつながるということであると理解をしております。宇土半島においては、特に増えてきたイノシシから農地を守り、そして捕獲していくことがイノシシの絶滅駆除につながり、農家の方や住民の安心につながるわけでございます。先日行われました決算審査特別委員会審議におきまして、抽出項目の一つとして、有害鳥獣対策として施している事業に要した決算額とその効果、いわゆる農業被害額の推移の報告がございました。捕獲頭数が年々上昇していく中で、農業被害額が減少に向かっている結果は、これが芳しいと言える状況だと思うのですが、捕獲報酬もまた捕獲頭数に比例して上がり続けるという結果を見ると、これが逆に財政的には痛手となるわけでございます。確かに、現在の捕獲報酬は平成27年11月に当時の西部地区活性化議員連盟で提案し、即時、捕獲報酬アップを実行していただいたわけございまして、それが猟友会で捕獲される方のモチベーションアップにつながり、現在のような決算額に至ってしまっているというわけでございます。財政逼迫の様相を鑑みると、このまま推移していくのは決して良くないわけございまして、一刻

も早くイノシシを根底から駆除し、農業被害はもちろん捕獲報酬額も減っていくということをお願いできないわけでございます。

さて、この有害鳥獣対策でございますが、イノシシが増えてきたここ数年で本市が施してきた事業、どういうものを行ってきたのかの内容をお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市が現在取り組んでおります有害鳥獣対策は、主に侵入防止柵等設置費用の補助、また、熊本県猟友会宇土支部による有害鳥獣の捕獲駆除、そして「えづけSTOP！」事業の三つがあります。

まず、一つ目の侵入防止柵等設置費用の補助につきましては、市の単独補助金と国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業に分けられます。

市の単独補助金は、個人に対して柵等の設置に係る資材購入費の2分の1以内で、上限額10万円を補助するものでございます。昨年度の実績になります。24件の申請がございまして、設置面積は約8.5ヘクタールで、補助金額は134万7千円となっております。

次に、国の交付金事業は、3戸以上の農家が共同で柵設置を整備するもので、昨年度は2か所の申請がございまして、設置面積は約2.7ヘクタールで、補助金額は119万5千円となっております。

二つ目の有害鳥獣の捕獲駆除につきましては、通年で猟友会へ業務委託を行い、銃や罠等により実施しております。その捕獲駆除の一つに、箱罠による捕獲がありますが、地域住民等から箱罠設置の要望があった場合には、行政区に対して市所有の箱罠を貸し出し、猟友会に設置及び管理をお願いしているところです。昨年度末現在で、市所有の箱罠の設置数は28基で、猟友会会員所有のものと合わせて市全体で100基程度設置しております。昨年度の鳥獣捕獲駆除の実績としては、イノシシが646頭、カラス類が222羽となっております。今年度は、9月末現在でイノシシの捕獲駆除数は354頭となっており、昨年と同時期と比較しますと6割程度増加している状況です。

最後に三つ目の「えづけSTOP！」事業につきましては、平成29年度に熊本県が主催となり、えづけ及び耕作放棄地の解消を推進するため「えづけSTOP！決起集会」を宇土市民会館で開催したところです。

また、令和元年度には、古屋敷地区において県事業である「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」を活用し、専門家を講師に迎え、住民向けの研修会を行い、鳥獣対策に対する正しい知識の習得と防除対策を実施したところです。

議員も御承知のとおり、捕獲駆除数の増加とともに、捕獲報酬も年々増加傾向にあります。

が、今後は、行政主体のパトロールによる状況把握を徹底するとともに、猟友会及び地域住民等と連携を図り、被害発生の防止や効果的な捕獲駆除に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。ただいま報告された様々な事業が一定の効果を上げているというふうには思うのですが、予算も打ち出の小づちのように出てくるわけではございません。いかにしてイノシシを増やさないか、タイワンリスの成果のようなほぼ完全駆除に持っていかでございませし、同時に人材育成も必要です。多少、若い会員が増えたといっても、まだまだ猟友会メンバーの高齢化は顕著ですし、少ないです。これを解決するにはどうしたらいいか。イノシシの生態系を探る上でも、猟友会の負担軽減の上でも、ICTを活用した捕獲支援策を検討してはいかがかと思うわけです。同じ宇土半島の宇城市三角町を中心に活動する農家ハンターが、まさに実行・実践、そして結果を出しているのです。イノシシに住民票なんてないわけでございます。宇土半島のイノシシは、宇土市と宇城市の広域的な協力のもとで駆除すべきだと思います。せつかくなら、同じ宇土半島で活動する彼らと連携できないかと思いますが、今後取るべき対策についてお尋ねいたします。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

昨今の有害鳥獣対策は、行政主導の捕獲駆除や柵等の設置を行っているだけでは、根本的には解決が困難であると言われており、先ほど答弁しました「えづけSTOP！」など地域住民が主導で対策を行っていくことも重要であります。

このことから、今後は地域住民側が対策を行うために、有害鳥獣に関する正しい知識や、防除対策・周辺環境整備の考え方の普及啓発を図っていくことも必要であると考えております。

そこで、具体策として、有害鳥獣対策に精力的に活動されている、くまもと☆農家ハンターとの連携を考えております。このくまもと☆農家ハンターとは、宇城市三角町在住の若手農家を中心に構成された団体で、現在約100名が在籍し、地域と畑は自分たちで守るという志のもと、伝統的な猟師の技を継承し、有害鳥獣の捕獲駆除を実施されています。

それに加えて、ICTを活用し、罠の作動状況をインターネット上で確認することで、捕獲状況を現地へ行かずに把握ができ、罠設置者の負担が軽減されるなど効率的な捕獲駆除を実施されています。

また、有害鳥獣に関する知識や罠設置の経験が豊富であることから、九州各地で住民向けの鳥獣対策講習会の開催やICTを活用した罠設置の指導も行っておられます。

本市におきましても、今後は有害捕獲駆除・防除対策と併せて、くまもと☆農家ハンターと連携し、地域住民等に対して有害鳥獣対策の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 是非、タブレットのほうでも農家ハンターのことを検索していただいていたんですけども、平成29年と平成30年の3月議会でも農家ハンターのことは取り上げておまして、そのときも連携をしていくという答弁をもらっております。それから2年半から3年半が経過いたしました。その間、彼らの活動も大臣表彰を受けたり、国連に取り上げられたり、最近では全国放送の長寿番組で放送されたりと、イノシシに立ち向かう先進的な取組が全国的な注目を集めています。是非、今回こそは本当にタイアップして、宇土半島の課題を一緒に解決していければと思います。先ほど来、予算が逼迫していると私も言っていますし、昨日、平江議員も財政的な危機感をあおっていただきました。大変な状況下ではありますが、今後は削減見込みならぬ先行投資の事業になるのではないかというふうに思います。ICT導入に関しての要望が農林水産課から上がってきましたら、是非、財政課におかれましては、前向きに検討していただきますようによろしくお願いいたします。

そして最後になりますが、提案をさせてください。猟友会メンバーを増やす策とえづけ防止策についてでございます。現行、狩猟免許取得に掛かる費用を上限1万円支援する施策がございますが、7校区のうちどれか1校区、モデル事業として評価できればなと思います。例えば、先着20名、その行政区から1人出してもらうとか、例えば網田であれば全行政区でイノシシが確認できる状況となっております。積極的に働きかけることによって、我がこととして捉えてもらえるのではないかというふうに思います。捕獲支援に関しては協力を惜しまないと、猟友会で中心的に活動されている方はおっしゃってありました。

そしてえづけ防止ですが、これはJAさんの協力が必要であるかと思うんですけども、ミカンであれば摘果したものや落下したものは、その辺にポイと放置される方がまだ後を絶たないということがございます。それを狙ってくるイノシシが多いということです。その部分の対策、穴を掘ってそこに廃棄物をためるとか、えづけ防止に関しては、周辺のグループで一挙に取り組むべきだと思います。言っても言ってもなかなか聞いてくれないというふうに伺います。何とかえづけ防止の対策事業が功を奏して、我がこととして高い意識をもってえづけ防止に取り組まれる農業従事者が増えていくことを願いまして、この度の私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時45分から会議を開きます。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----
午前10時40分休憩

午前10時44分再開
-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番，佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 改めましておはようございます。無所属の佐美三です。

それでは，早速通告に従いまして質問に入らせていただきます。今回は，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について，またそれに関連します農林漁業者に対する国及び本市の経営継続補助金について質問をさせていただきます。

まず初めに，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスの新規感染者の数が，再び全国的に急増しています。いわゆる第3波が襲来していると言われており，大都市圏を中心に，全国で連日2千人を超える新型コロナウイルスの新規感染者が確認されております。これからの本格的な冬に向け，感染症ウイルスの活性化により，更なる感染拡大が心配されているところでございます。そういう中，朗報としては，米欧の製薬メーカーのワクチン開発が提供可能な段階となり，イギリスでは早ければ来週にも接種が開始される見込みであるということで，日本でも今年度中に接種が始まる可能性があるという新聞が報じております。国民の多くが接種できるようになるまで，どのくらいの時間を要するのか大変待ち遠しいところであります。

さて，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は，本年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において，感染拡大を防止するとともに，感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援する狙いがあるというふうに聞いています。そこで，本市に対する当該臨時交付金の交付額の状況，臨時交付金の概要，交付対象事業にはどんなものがあるのか，杉本総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

国は，新型コロナウイルス感染症に対する地方自治体の取組を支援するため，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。

この臨時交付金は，本年度第1次補正予算で1兆円，第2次補正予算で2兆円の総額3兆円が確保されており，本市へは，第1次補正予算分として1億5,874万7千円，第2次補正予算分として4億3,702万9千円の合計5億9,577万6千円が交付されております。

この臨時交付金の対象となる事業としましては、大きく事業継続への対応分と新しい生活様式等への対応分が示されており、さらに四つの分野に分けられております。

一つ目に、地域の命を守るためのマスク、消毒の整備等の感染拡大の防止に資する事業、二つ目に、暮らしを支え、守りきるための事業者支援等の雇用の維持と事業の継続に資する事業、三つ目に、地域経済を立て直すための商品券の発行等の経済活動の回復に資する事業、四つ目に、感染症に強い地域経済を構築するためのリモート学習等の環境を整備する等の強靱な経済構造の構築に資する事業です。

なお、このような活用事例は示されておりますが、臨時交付金は、自治体が必要と判断する事業に、柔軟に活用できることとなっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。国の令和2年度予算の第1次補正、第2次補正において、本市に交付されたのは合わせて5億9,577万6千円とのことであります。本市には、約6億円の感染症対応地方創生臨時交付金が交付されたということですが、ただいまの総務部長の答弁によりますと、自治体が必要と判断する事業に柔軟に活用できるとのことのようであります。この交付金を活用して、本市が行うあるいは既に執行されている事業もあるかと思いますが、感染症対応地方創生臨時交付金関連の事業費総額とその財源内訳についてお尋ねします。

また、本市の各部ごとの目玉となる事業及び各部ごとの関連予算額について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

本市では、臨時交付金の概要が示されて以降、議会の御理解をいただきながら、多くの事業を予算化してまいりました。

事業費につきましては約7億7千万円となっており、臨時交付金5億9,577万6千円との差額の約1億7千万円については、国・県の補助や起債等のほか、財政調整基金から約5千万円を繰り入れております。なお、市民の皆様の不安を解消できるよう、また、将来を見据えた事業に取り組んでおります。

次に、各部ごとに、主な事業内容とその予算額を申し上げます。総務部におきましては、庁舎管理等経費や電子納品管理システムの導入等の経費に約4,500万円、企画部においては、網田地区など一部の光ファイバー未整備地区への光ブロードバンド整備事業、及びタクシー業者や指定管理施設に対する支援金等に約7,200万円、市民環境部においては、店舗の消毒や生ごみ処理機の購入に対する補助金等に約2,200万円、健康福祉部におい

ては、市民一人一人に対する商品券の交付、インフルエンザ予防接種に対する補助金、及びマスク消毒液等の感染症対策用品備蓄品等に約2億7,300万円、経済部においては、小規模事業者に対する給付金、及び農林漁業者に対する経営継続補助金等に約2億5,700万円、教育部においては、一人一台のタブレットを整備し、リモート学習等のICT環境を整備する事業や学生を支援する給付金等に約1億100万円となっております。

なお、多くの事業の中でも、健康福祉部が所管した市民一人当たり5千円の商品券を配布した事業は、消費が落ち込んだ市内の店舗等を市全体で支援することを目的としたものであります。市内全世帯の1万5,425世帯に対し、総額1億8,434万5千円の商品券を配布しております。商品券の発送業務については、全庁を挙げて、またスピード感をもって取り組んだところであります。

ちなみに、配布した商品券につきましては、11月25日時点で、利用店舗への換金が約6割、金額にして1億1,421万6千円が完了しており、換金額以上の効果があったと思われまます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。ただいまの総務部長の答弁の中にも出ておりましたが、経済部における農林漁業者に対する経営継続補助金について、国の経営継続補助金と併せて質問いたします。まずは、農林漁業者に対する国の経営継続補助金について、補助金の趣旨、補助内容及び本年6月の申請受付からの流れ、採択・不採択の状況、併せて不採択者への対応について、山口経済部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

国の経営継続補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入、人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、農協、森林組合、漁協等の支援機関による計画作成・申請から実施までの支援を受けた農林漁業者の経営継続を図ることを目的とした事業でございます。

事業の対象期間は、本年5月14日から令和3年3月31日までとなっており、補助対象となる経費は、大きく分けて二つあり、まず一つ目が、事業用機械の購入費等の経営継続に向けた取組に係る経費、二つ目が、消毒購入費用、マスク購入費用等の感染防止対策に係る経費となっております。

補助額は、経営継続に向けた取組が、経費の4分の3を補助し、上限額が100万円、感

染防止対策が、定額補助で上限額が50万円となっております。

本市農林漁業者の申請状況につきまして、JA熊本うきや住吉・網田漁協等に確認したところ、一次募集の結果が10月中旬に発表されており、農業者の申請は136名のうち採択者が109名、不採択者は27名で、採択率は約80%となっております。漁業者の申請は17名で、全員が採択されており、林業者の申請はあっておりません。

なお、不採択となった27名の農業者のうち、11月19日が締切りとなった二次募集に18名が申請されており、新規申請者45名と合わせて63名の農業者が申請されております。

また、漁業者につきましては、13名が二次募集に新規で申請されており、林業者につきましては、申請はあっておりません。

なお、二次募集に申請されていない、農業者の不採択者9名につきましては、市が実施している宇土市農林漁業経営継続補助金に申請することができますので、JA熊本うきを通じて、この9名の方に対して情報を提供したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。ただいま答弁の中にもありました、農林漁業者に対する市独自の経営継続補助金についてお尋ねをします。補助金の主旨、補助の内容について、また採択の状況について、経済部長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 質問にお答えします。

本市が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う宇土市農林漁業経営継続補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、農林漁業者に対し、経営の継続を図るための事業用機械等の取得に要する経費について支援するもので、先ほど御説明いたしました国の経営継続補助金とは違い、補助対象を事業用機械等の取得に限って行うものでございます。

したがって、国が補助対象としている感染防止対策に係る経費に関しましては、補助対象経費としておりません。

補助対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めた本年3月1日から国の事業開始日前日の5月13日までの期間に、事業用機械等を購入した農林漁業者、又は、同月14日以後に国の経営継続補助金に申請し、不採択となった農林漁業者としております。

補助対象となる経費は、トラクターや農薬散布用ドローン、海苔乾燥機械等の事業用機械等の購入費で、補助額は対象経費の2分の1を補助し、上限額が10万円となっております。

申請状況につきましては、現在、農林漁業者いずれも申請はあっておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。経済部長の答弁によりますと、市の経営継続補助金については、今年3月1日から5月13日までに、事業用機械等を購入した農林漁業者、つまり国の補助金の事業開始前に当該機械を購入した農林漁業者、それと、国の一次補助金申請で不採択となった農林漁業者を補助対象としているとのことですが、現在のところ、申請受付状況はゼロとのことですが、大半が、現在国の補助金の二次募集に申請中であることが、申請件数が上がっていない要因ではないかと思えます。ちなみに、国の二次募集に対する本市の申請状況は、農業者が63名、漁業者が13名の計76名ということですが、全員が国のほうで採択となれば一番いいわけですが、全国的な二次募集の申請数が予想以上に多かった場合、つまり国の予算額を超える申請数があった場合は、当然不採択となる可能性もあるわけであります。そうなった場合、市の経営継続補助金へと流れてくることが考えられます。先ほどの経済部長の答弁内容を基に、国と市の補助内容を改めて比べてみますと、国の補助率は4分の3、市の現行の補助率は2分の1です。上限額を見ますと国が100万円、市が10万円ということで、補助内容に大きな開きがあります。

そこで、元松市長にお尋ねをいたします。本市独自の経営継続補助金について、国の補助内容との格差是正のために、現行の市の補助率、上限額の引上げが必要ではないかと思えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、経済部長が答弁しました。少し重複しますがお許してください。宇土市農林漁業経営継続補助金は、国の事業開始日前日までに事業用機械等を購入した農林漁業者や、国の経営継続補助金に申請し不採択となった方、国が求める要件に少し合致しないという方が不採択になると聞いておりますが、そういった方を広く救済しようということが目的でございます。

また、国の申請で不採択となった事業用機械を他の機械に変更した場合でも、補助対象とするなど要件を緩和しております。

議員からただいま御指摘いただきましたけれども、補助額等の格差はございます。しかし当初は、国へ申請した農林漁業者の採択者が少ないであろうという想定に基づき、不採択となった全ての農林漁業者を救済するという考えで予算化をしたものでございます。

また、国への申請におきましては、詳細な書類提出が求められます。書類作成の負担も非常に大きいということから、本市の農林漁業経営継続補助金申請の受付に当たっては、国申

請と比較しても提出書類の簡素化を図り、申請者の負担軽減を図ろうということで配慮しているところでございます。

このようなことから、国の経営継続補助金の採択者との公平性を保つこと等を総合的に勘案し、対象経費の2分の1、上限額10万円と設定したところでございます。現状においては、国の採択率が一次の段階で農業で80%、漁業で100%と。農業のその80%の残った3分の2の方は二次申請をされているという状況でございます。私たちが考えていた想定率よりも非常に高い状況になっております。そういう部分が本市の救済制度への申請がないという状況につながっているのかなと思います。現在、二次募集の審査が行われている段階で、農業で63件、漁業で13件が、新規あるいは再申請をされているという状況でございます。

本市としまして、議員同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者を広く救済したいという思いはございます。今後は、一次募集や二次募集の結果を踏まえ、不採択となった農林漁業者の購入予定の機械や、申請内容の聞き取りを行うなど、それらを基に補助率や補助上限額の見直しの必要性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。

今回の国の二次募集において、本市の申請者76名全員が国で採択となることが一番望ましいのですが、漏れた場合、不採択となった場合、市独自の経営継続補助金へ流れてくるものと思います。ただいまの市長の答弁によりますと、当初、国へ申請した農林漁業者の採択者が少ないという想定に基づき、不採択となった全ての農林漁業者を救済するという考えで、予算化を行っているとのことでありました。結果的に、今、市長がおっしゃいましたとおりで、今回、国の採択率が予想以上にはるかに高かったことから、つまり市への補助申請数が、当初の想定数より少なくなることが、これではっきりしたわけでございます。このようなことから、市の補助内容を見直し、国の補助内容に近づけることが予算上可能になったのではないかというふうに思うわけであります。できるならば補助率を3分の2、上限額50万円まで引き上げることで、国と市の補助内容の均衡が図られるのではないかというふうに思っております。当然ながら、そこには予算というものがあります。また、市の経営継続補助金への申請数が、今後どの程度の数になるのかも関係してきます。現時点で不透明な部分も多々ありますが、どうか本市独自の経営継続補助金が、零細化する農林漁業者の経営改善の一助となるように、前向きに御検討いただければと思います。よろしく願い申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への交付内容について、また、それに関連する国及び市の農林漁業者に対する経営継続補助金について質問いたしま

した。対応いただきました執行部の皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございます。これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。11時15分から会議を開きます。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時10分休憩

午前11時16分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。今回は、新型コロナウイルス感染症による介護事業所への影響など、3点について質問いたします。

まず、第1点の新型コロナウイルス感染症による介護事業所への影響についてお聞きいたします。介護保険では、2015年に介護報酬が4%以上切り下げられ、経営が苦しくなっております。こうした中で新型コロナウイルス感染症が広がり、経営に追い打ちをかけていると思うわけであります。今回のコロナ感染症の広がり、感染予防の立場から介護事業所の利用を控えたり、事業所でも3密を避けるため利用者を制限するなど、利用者が減り、経営がより厳しくなっております。この点について、厚労省の調査でもコロナ感染拡大前と比べ、全体で47.5%が経営が悪くなったと答え、その中でも特に通所型リハビリ施設では80.9%が悪くなったと答えております。市内の介護施設における4月から9月までの利用状況と、倒産廃業はどうなっているか。また、介護施設で働く職員は、自分がコロナウイルスに感染するのではないかと、家族や利用者に感染させるのではないかと、強い不安をもって仕事をしております。こうした不安を解消し、介護施設でのクラスター発生を抑えるためには、国の責任においてPCR検査を無料で定期的に行い、早い段階で陽性者を見つけて保護するなど対策をとらないと、クラスターの発生を抑えることはできないと考えております。県や国に強く要望していただきたい。この点、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 介護保険サービスの利用状況について、国保連合会の介護報酬の請求データから抽出した、本年4月から9月までの各月の利用件数の結果で御回答いたします。

緊急事態宣言期間中の4月及び5月は、通所介護や通所リハビリテーションなどの通所系サービスは1割ないし2割ほど減少していましたが、訪問介護や訪問リハビリテーションな

どの訪問系サービスの減少は見られませんでした。

緊急事態宣言解除後の6月以降は、通所系サービスの利用者は少しずつ増え始めています。

また、宇土市内で倒産した介護保険事業所はありませんが、今年度に入り、同一運営法人内で、事業の統廃合のため通所介護サービス事業所が2か所閉鎖しております。

介護保険事業所等の高齢者施設に勤務する職員に対する新型コロナウイルスのPCR検査の実施については、職員の感染は、全国で施設利用者などの大規模なクラスター発生につながる例が多発していることから、感染の疑いを早期発見するため、定期的に受検できるような体制づくりを、国・県に要望してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 既に、二つの事業所が閉鎖をしているということですが、介護報酬を引き上げないと、今後、倒産・廃業が増えるというふうに思いますし、県や国に引上げを強く求めていただきたいと思うわけであります。

次に、コロナ感染防止のための衛生用品や消毒、清掃など、用品や人件費の増額について国から一定の支援がありますが、それでは足りず、特例措置として経費増分について利用者に2区分上の利用料金を取ることになっております。利用者の同意をとるとのことですが、利用者は断れないのが現状ではないでしょうか。利用しないのに料金を取るとは許されません。国に、コロナ感染症対策の必要な財政的支援を強く求めるべきではないかと思いますが、健康福祉部長に答弁を求めます。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 国において、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、介護サービス事業所のうち、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所の介護報酬の算定について、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合に、報酬上の上乘せの特例を臨時的に認めるという取扱いが示されました。

まず、通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービス事業所が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算定された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いが可能となっております。

また、短期入所生活介護等のいわゆるショートステイの事業所については、1か月のサービス提供日数を3で除した数の日数分につき、緊急短期入所加算ができる取扱いが可能とされております。

市内の事業所に問い合わせましたところ、ほぼ利用者全員の了承を得て、増額分を御負担いただいているとのことでした。また、実際の利用者負担は、サービス内容や介護度によっ

て異なりますが、月に数百円程度の増額になっている方が多いようです。利用者の負担の増加につきましては、感染防止対策を徹底した上でサービスを提供している事業所の経営を支援するという観点から、御理解をお願いしたいと思います。今後は、利用者の負担を軽減するための財源措置について、市長会等を通じ、国や県に要望してまいります。

なお、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために、必要な感染症対策に要する物品購入費用などのかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設などに対し、国が助成する制度、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が実施されております。通常規模の通所介護サービスを例にとると89万2千円、特別養護老人ホームでは定員一人当たり3万8千円などの助成限度額が設定されており、非常に有利な条件となっておりますので、市内の全事業所に情報を周知し、申請を勧奨しております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 利用者の負担増加について、感染防止対策を徹底した上でサービスを提供している事業者の経営を支援するという観点から、御理解をいただきたいというふうをお願いをしたいということですが、この点につきまして、日本弁護士連合会では、10月30日新型コロナウイルス感染症にかかる介護報酬の特例措置における利用者負担の撤回と公費による財政的支援の拡充を求める会長声明を出しました。この中で特例措置で通所系サービスは、利用者の同意を条件に提供サービス時間よりも2段階高い介護報酬を月4回まで算定できる。その結果、介護報酬の1割から3割を所得に応じて支払う、利用料の引上げに直結し、利用者は使ってもいないサービスの負担を強いられていることが問題であるとしています。これは福祉サービスの提供に関する公的責任の更なる後退につながりかねないと指摘し、国に対し、利用者負担を求めることを改め、介護事業所に介護報酬財源ではなく、公費で感染症対策に必要な財政支出を拡充することを強く求めております。この立場から、国に財政支援を強く求めていただきたい。このことをお願いし、次の第8期介護事業計画について質問いたします。

来年4月から、第8期の介護事業計画が始まります。この計画の中に、次の3点を是非取り上げていただきたいと思うわけであります。まず、第1点は、これまで3年ごとに保険料の値上げが行われ、保険料の基準額は月額2,985円から、現在は6,060円に倍以上に増え、負担も限界に来ております。介護保険会計を見ますと、令和元年度末で4億2,100万円の基金と1億8,000万円の繰越金があり、保険料は据え置きか値下げができると思いますし、この点、是非検討をお願いいたしますし、これは市の判断でできると思いますので、よろしく願いいたします。

第2点は、介護事業所はこれまでの介護報酬の切下げやコロナの影響で、経営が大変厳し

くなっております。介護報酬の引上げがないと倒産や廃業は増え、介護が必要な人にサービスが提供できない事態も考えられます。介護職員は重労働で、ほかの産業労働者と比べ賃金が大幅に安いいため、職員の確保が難しくなっています。待遇改善が必要であります。

第3点として、介護認定の改善が必要であります。第6期事業計画の要支援1と2が、介護事業の対象から外され、自治体が行う総合事業に移されました。それに合わせ認定の在り方も受付の段階でチェックし、専門家でもない職員が総合事業と審査会コースに振り分けております。申請を受け付けた審査会で判断できるようにすべきであります。高齢化が進み、介護を必要としている人は増えておりますが、認定は増えず、認定率はずっと下がっております。認定が厳しくなったのではないかとと言われておりますし、改善が必要であります。

この3点について、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） まず、現在のところ、令和3年度の介護報酬改定については、国から示されておりませんが、本年1月2日に開催された、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の分科会は、新型コロナウイルス感染拡大による国民生活への影響を踏まえ、今回は引上げを見送るよう提言しています。そのため介護報酬引上げ、及びそれに伴う介護職員の処遇改善も困難となる可能性があります。長寿化と高齢者人口の増加に伴い、医療や介護に掛かる費用も年々増加している中で、介護報酬をプラス改定することは、さらに介護給付費を押し上げる要因となり、現制度の介護給付費の負担割合においては、被保険者の保険料負担と利用者負担の増加につながります。今後の国の動向を注視し、第8期の介護保険事業計画に反映させたいと考えております。

次に、介護認定の改善についてですが、介護保険の認定者数は、介護保険事業状況報告の各年9月報告分で平成29年1,994人、平成30年1,825人、令和元年1,823人、本年1,824人となっております。平成30年に認定者数が減少したのは、平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、それまで全ての方の要介護認定申請が必要だったものが、総合事業については、要支援認定を受けなくても基本チェックリストで該当すれば、事業対象となったことが要因と考えております。現在、事業対象者の方は198人おられますので、トータルとしての認定者数に大きな変化はない状況です。介護認定は、規定の介護認定調査と主治医意見書を基に、介護認定審査会で決定しますが、その審査基準は以前から変わっておらず、審査が厳しくなったということはありません。介護保険制度では、単に介護を要する高齢者の身の回りのお世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としており、介護が必要な方それぞれに応じた自立のため、介護支援専門員がケアプランを作成し、適切なサービスを提供することになっております。そのため必ずしも本人や御家族の希望が、全て介護サービスとして提供される趣旨の制度ではないこ

とを御承知いただきたいと存じます。

続きまして、第8期計画における介護保険料の値下げにつきましてお答えいたします。宇土市介護保険基金条例に基づき、毎年度、介護保険特別会計歳入歳出剰余金から、宇土市介護保険基金に積立てを行っており、令和元年度末残高が4億2,127万4千円となっております。この残高は、同年度決算歳出総額35億5,863万6千円の約12%に過ぎず、決して余裕があると言える状況ではございません。今後、高齢者人口が増加していく中で、介護給付費がさらに増大すると予測され、その際には国、県、市負担分も増加しますが、併せて被保険者の介護保険料にも跳ね返ってまいります。そういった場合に備え、基金を積み立てておき、必要な場合に取り崩すことで、市負担分や被保険者の介護保険料の値上げを抑制し、現在は行っておりませんが、一般会計から介護保険特別会計への法定外の繰入れを避けることができると考えております。

また、基金に関しては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる2025年問題を見据えてきましたが、昨今は団塊ジュニア世代が65歳以上になり、高齢者人口がピークを迎える2040年までを見据えることが推奨されております。それまでの期間に、できる限り基金を積み立てて備えておく必要がありますが、来年度からの第8期介護保険事業計画期間内の保険料につきましては、値下げは難しいかもしれませんが、基準額の据え置きについて検討を行いたいと考えております。

最後に、本市としても現在の介護保険制度を維持していくことは重要ではありますが、同時に被保険者やサービス利用者の負担は限界に近付きつつあると考えておりますので、国に対し、全国市長会を通じて介護保険料や介護給付費について、国の公費負担割合を拡大し、これ以上市民の負担が大きくなるよう、強く要望を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 保険料については、基準額の据え置きを検討するとのことですが、値上げだけはしないように是非していただきたい、このことを強くお願いしておきます。

認定に対する審査が厳しくなったということはないということでもあります。しかし、御存じのとおり、65歳以上の介護対象者は確実に増加しておりますが、第7期の認定数は先ほど答弁されましたように、2018年1,825名、2019年1,823名、2020年1,824名とほとんど変わらず、認定率は毎年確実に下がっております。また、第7期の事業計画の20年度の認定者数は、2,107名を予定しておりますし、実績からみますと283人も少なくなっております。この点からも厳しくなったと思うのは当然ではないかと思えますし、改善を強くお願いをし、次の質問に移ります。

次に、コロナ危機からくらしと営業を守る問題について質問いたします。コロナ感染が拡大をし、その影響で飲食業や小売業、製造業では売上げは落ち込み、解雇や雇止めなど増加し、生活困窮者が増え深刻な状況が続いております。こうした中、生活困窮者に対する支援策として、生活福祉資金の特例貸付、住居確保給付金、ひとり親世帯への臨時特例給付金、生活保護受給などの支援策が取られておりますが、この事業状況について健康福祉部長に、また小規模事業者に対する経済的支援策については、経済部長に続けて答弁していただきたいと思っております。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 生活困窮者に対する支援状況についてお答えします。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、失業や収入が減少した生活困窮者に対する支援として、生活福祉資金の特例貸付、ひとり親世帯への臨時特例給付金、住居確保給付金などの支援がございます。

まず初めに、生活福祉資金の特例貸付は、社会福祉協議会が窓口となり、休業や失業等により一時的に資金が必要になった方に対して、生活資金などを貸し付ける制度となっております。特例貸付には、緊急小口資金（特例貸付）と総合支援資金（生活支援費）があり、10月までの申し込みの状況については、緊急小口資金の10万円貸付が39件、20万円貸付が184件、3か月間貸し付ける総合支援資金は、単身世帯に対する月15万円の貸付が39件、2人以上世帯に対する月20万円の貸付が81件となっております。

次に、ひとり親世帯への臨時特例給付金ですが、これは児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に給付され、1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円が給付される制度となっております。本市では、8月に児童扶養手当受給世帯385世帯に基本給付を行い、その給付総額は2,504万円となっております。また、この支給を受けた世帯には追加して、県の独自事業としてひとり親世帯への生活支援給付金2万円の給付も行われました。その他にも市の独自事業として、経済対策商品券を市民一人当たり5千円分、その他に18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対して1万円分、児童扶養手当又は就学援助受給世帯には3万円分を給付しております。

次に、住居確保給付金については、これまでは、離職又は廃業した日から2年を経過していない方を対象に、家賃相当額を原則3か月支給する制度となっております。今回、離職又は廃業には至っていなくても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合も支給対象となりました。これにより、昨年度までは、申請件数の累計が3件、支給済額が21万円でしたが、本年10月までの申請件数の累計が17件、支給済額21万2千6百円と急激に増加しております。

最後に、生活保護の申請状況については、昨年度と比較して横ばいとなっておりますが、

相談件数については、増加傾向となっております。相談から申請に至らなかった理由としては、生活保護の制度を知るための事前相談であったり、手持金が申請基準よりも多かったり、世帯単位での申請が原則ですが家族全員での申請は考えていない等が理由として挙げられます。

なお、現在まで、新型コロナウイルス感染症による困窮を原因とした生活保護の支給開始件数は2件となっており、影響を受けているという状況ではありません。これは、これまで特別定額給付金をはじめとした、様々な公的な支援があったことが要因と考えられます。しかし今後、新型コロナウイルスの影響が長期化すれば、申請件数が増加する可能性もあると予測しております。生活保護の申請については、これまでも、生活保護制度や他の福祉施策等の説明を懇切丁寧に行い、保護申請の意思が確認された場合には、速やかに保護申請書を交付し、申請を受け付けているところがございます。今後も申請権が阻害されることのないよう、相談者に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，山口裕一君。

○経済部長（山口裕一君） 小規模事業者に対する支援についてお答えします。

市では、新型コロナウイルス感染症により、事業継続に影響が大きいと考えられる小規模事業者に対する支援策として、本年5月に小規模企業者事業継続給付金交付要綱を制定しております。

この給付金の対象者は、市内に事業所を有し、常時雇用者5人以下の小規模事業者で、前年同月比50%以上売上が減少していることが条件となっております。

当初、給付金の申請締切りを本年7月10日までとし、給付額は10万円、事業経費で賃料負担がある場合は5万円加算し15万円としておりました。

しかし、当初の申請締切り以降も感染症が収束する兆しが見えないために、7月に同要綱の改正を行っております。改正内容としましては、給付金の申請締切りを令和3年1月15日までに延長するとともに、感染症が長期化することを受け、給付額を当初の10万円から20万円増額し30万円、賃料負担がある場合は5万円加算し35万円としております。

また、対象者の中で、感染症の影響が特に大きいと思われる宿泊業及びタクシー業に限っては、給付対象要件の常時雇用者数を5人以下から20人以下へと拡充を図っております。

11月20日現在の申請件数及び交付額は、給付額30万円が280件の8,400万円、給付額35万円が117件の4,095万円、合計397件の1億2,495万円となっております。

また、その他にも国が実施している小規模事業者向けの支援策としては、事業継続支援として最大で法人200万円、個人事業者100万円を給付する持続化給付金や地代・家賃の

負担を軽減することを目的とし、最大で法人600万円、個人事業者300万円を給付する家賃支援給付金制度等があります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁されたとおり、これまでは各支援策に助けられてきましたが、コロナ感染がさらに広がり、収束の見通しが立たない中で長期化が予想されます。これまでの支援もほとんど使い切り、このままでは年を越せないとの声がたくさん寄せられています。市民の生活と小規模事業者の経営を守るため、これまでの支援策も期限延長や第2弾の実施や新たな支援策など、第2次補正の予備費10兆円のうち7兆円が残っておりますので、この活用や第3次の補正を早く行い、追加の軽減対策を実施するよう国に要望すべきであると思います。この点、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

生活困窮者に対しましては、先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、生活福祉資金・ひとり親世帯への臨時特例給付金・住居確保給付金等が国の施策として支給され、市においても全世帯に商品券を配布するなど、独自の事業をプラスして行っております。このような支援の効果として、現状、本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大による、困窮を理由とした生活保護の開始が2世帯にとどまっているという要因じゃないかなと思います。しかし、現在のような状況が長引けば、経済的な困窮度は増します。当然、生活保護の申請及び受給者の急増につながってくるのではないかなと非常に危惧しているところでございます。

また、事業者向けの支援として、市では小規模企業者事業継続給付金事業を行っております。新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響が長期化していることもあり、一度これは増額をしておりますけれども、市内事業所への経済的な支援も関係団体と連携を取りながら、今後も継続して検討していく必要があると考えているところでございます。

しかしながら、生活困窮者あるいは事業者に対する支援を市単独で実施するのは、財源的に無理がございます。議員からも御指摘がございましたけれども、近々、国の第3次補正が行われるとの報道もありますので、国・県に対して、引き続き財政的な支援や新たな支援策の創設などを要望してまいります。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） その点、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。学校給食費の取扱いと就学困難な児童生徒の支援について質問いた

します。学校給食費の公会計化についてお聞きいたします。文科省は7月、学校給食費を各自治体の公会計化に移すよう指針を出しました。これは学校給食の徴収・管理は教員の本来の業務ではなく、教員の負担軽減の立場から公会計化を進める必要があるとしています。県内の各自治体も取組は遅れておりますが、本市としても公会計化を進める必要があると思っておりますし、市の取組について、教育部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） 御質問にお答えいたします。

平成29年12月に文部科学省は、学校における働き方改革に関する緊急対策を取りまとめ、取組を進めております。この一環として平成31年3月に、学校における働き方改革に関する取組の徹底についての通知がっておりますが、この中には、代表的な業務の在り方に関する考え方について記載されており、その一つとして、給食費を含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的に学校以外が担うべき業務として整理されています。

また、令和元年7月に文部科学省は、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを策定し、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を、地方公共団体自らの業務として行うことを促進しています。

本市における学校給食費の取扱いの現状については、ほとんどの自治体と同様に、私会計により各学校が保護者から毎月給食費を徴収し管理を行っているため、学校での業務負担が発生している状況にあります。

公会計化の取組につきましては、平成31年2月の市の総合教育会議等において協議・検討を行っておりますが、様々な検討項目がある中で徴収・管理システムの整備と維持における予算措置、組織体制整備における人員配置等が大きな課題となっております。

このように公会計化の取組には課題がありますが、今後とも文部科学省から示されたガイドラインを参考に、学校・関係部署等と協議・課題等を整理し、併せて既に実施している自治体の公会計化に伴う予算規模や人員配置等の状況を把握するなど調査研究を行い、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 多くの教員が学校で仕事が終わらず、自宅に持ち帰り仕事をしなければならない中で、個人情報の入ったUSBメモリを紛失するということが起きておりますし、教員の業務軽減の立場からも、早く移行していただくようお願いいたします。

次に、就学援助制度の利用につきましてお聞きいたします。コロナ感染の影響で解雇や雇止めなどにより、生活が苦しくなり、就学が困難な児童生徒が増えていると思っております。就学

援助制度の周知徹底を図り、積極的に利用するようにすべきであります。市の取組と利用状況はどうなっているのか。また、国の追加支給が決定しているPTA会費、クラブ活動費、生徒会費についても追加して支給すべきと思いますが、教育部長の答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，宮田裕三君。

○教育部長（宮田裕三君） まず，就学援助制度の周知状況についてお答えいたします。

現在，毎年2月上旬頃，在校生には学校を通じて就学援助制度の案内を配布し，小学校新1年生には，教育委員会から保護者全員に郵送で案内をしております。また，市ホームページや市刊行紙の宇土市子育てガイドブックや生活便利ブックなどにも就学援助制度の概要，申請方法等を掲載し周知促進を図っております。今回のコロナ禍においては，9月に再度保護者に対して，学校から就学援助の案内チラシを配布しております。また，宇土市新型コロナウイルス経済対策商品券給付事業を通じて，就学援助制度のPRを行っております。

今後も引き続き，ホームページへの掲載や学校を通じた通知により，保護者に対して周知を行ってまいります。

次に，新型コロナウイルス感染症の影響による申請についてですが，昨年と本年の申請者数の比較を基にお答えします。

本年5月以降の年度途中の申請者数は，11月末現在で44人となっております。昨年度の同時期と比較しますと24人の増加となっており，約2倍程度増加しています。この増加数の中には，新型コロナウイルス感染症の影響によるものも考えられます。

最後に，現在の支給対象経費以外のPTA会費，クラブ活動費などの新たな費目の追加については，県内他市において，いまだ支給費目として導入した事例が少ないことから，他市との均衡性を鑑み，引き続き他市の動向に注視しながら，導入の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今回3点の質問をいたしました。具体的な提案もしておりますし，是非取り上げていただきたいと，このようにお願いいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で，質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第103号から議案第122号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2，議案の委員会付託を行います。

まず先に，委員会付託の省略につきましてお諮りします。諮問第4号から諮問第5号，人

権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての人事案件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号から諮問第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第103号から議案第122号までの20件について、本日配布の令和2年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、12月7日総務市民常任委員会、8日経済建設常任委員会、9日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、15日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時58分散会

令和2年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第104号 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 指定管理者の指定について（網田レトロ館）
- 議案第117号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第118号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第121号 令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

経済建設常任委員会

- 議案第103号 宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について
- 議案第107号 宇土市河川使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 議案第114号 指定管理者の指定について（宇土マリーナ）
- 議案第117号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第120号 令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第103号 宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について
- 議案第109号 宇土市入学準備祝金給付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第111号 指定管理者の指定について（宇土市健康福祉館）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（宇土市老人福祉センター，宇土市西部老人福祉センター）
- 議案第113号 指定管理者の指定について（宇土市養護老人ホーム芝光苑，宇土市軽費老人ホーム（B型）芝光苑）
- 議案第115号 指定管理者の指定について（宇土市網津公民館網引分館）

- 議案第116号 指定管理者の指定について（宇土市民会館）
- 議案第117号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第118号 令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第119号 令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (火)

令和2年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月15日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第110号 指定管理者の指定について(網田レトロ館)
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第113号 指定管理者の指定について(宇土市養護老人ホーム芝光苑, 宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑)
(質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第115号 指定管理者の指定について(宇土市網津公民館網引分館)
(質疑・討論・採決)
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告

(質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 1 1 0 号 指定管理者の指定について (網田レトロ館)

(質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について (宇土市養護老人ホーム芝光苑,
宇土市軽費老人ホーム (B型) 芝光苑)

(質疑・討論・採決)

日程第 5 議案第 1 1 5 号 指定管理者の指定について (宇土市網津公民館網引分館)

(質疑・討論・採決)

日程第 6 諮問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

(討論・採決)

日程第 7 諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

(討論・採決)

日程第 8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

(採決)

(追加日程)

日程第 9 議案第 1 2 7 号 令和 2 年度宇土市一般会計補正予算 (第 1 3 号) について

日程第 1 0 議案第 1 2 8 号 令和 2 年度宇土市水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 1 議案第 1 2 9 号 令和 2 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程第 1 2 発議第 5 号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書

3. 出席議員 (18人)

1 番 佐美三 洋 君	2 番 小 崎 憲 一 君
3 番 今 中 真之助 君	4 番 西 田 和 徳 君
5 番 園 田 茂 君	6 番 宮 原 雄 一 君
7 番 嶋 本 圭 人 君	8 番 柴 田 正 樹 君
9 番 平 江 光 輝 君	1 0 番 檜 崎 政 治 君
1 1 番 野 口 修 一 君	1 2 番 中 口 俊 宏 君
1 3 番 藤 井 慶 峰 君	1 4 番 芥 川 幸 子 さん
1 5 番 山 村 保 夫 君	1 6 番 杉 本 信 一 君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	石本尚志君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	山口裕一君
建設部長	草野一人君	教育部長	宮田裕三君
総務課長	光井正吾君	危機管理課長	東 顕君
財政課長	上木淳司君	企画課長	宮崎英児君
企画課技術総括	甲斐裕美さん	まちづくり推進課長	加藤敬一郎君
土木課長	渡邊 聡君	上下水道課長	岩下信一君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	野口泰正君	次長兼議事係長兼庶務係長	牧本 誠君
議事係参事	永守未和さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時46分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，先般行いました要望活動について御報告いたします。去る11月6日に，熊本県選出の国会議員及び国土交通省の本省，また，11月13日には，国土交通省九州地方整備局及び熊本河川国道事務所並びに八代河川国道事務所に，宇土市を通る国道57号の現状と課題についての説明を申し上げ，熊本天草幹線道路の必要性和整備促進及び所要の予算額の確保を強くお願いしてまいりました。

東京での要望活動では，松村祥史参議院議員，金子恭之衆議院議員に面会し，意見交換を行いました。また，国土交通省本省訪問の際は，金子恭之衆議院議員にも御同行いただき，国土交通省の事務次官，道路局長に直接要望を伝えることができました。今後の事業促進につながる，大変実のある要望活動であったことを，まず御報告いたします。

続きまして，去る12月1日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので，御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。宇土道路につきましては，契約締結がなされた業務，また，入札に伴う公告が行われた業務等がございますので，御報告させていただきます。

まず，平成31年度繰越事業について，工事では，熊本57号上綱田橋下部工（A2）外工事で工期の延長が行われております。

次に，令和2年度事業について，調査設計では，令和2年度宇土道路外地質調査業務，令和2年度宇土道路長浜橋詳細設計業務の2件で契約締結がなされ実施されております。

工事では，熊本57号水谷地区工事用道路工事の契約締結がなされ，工事に着手されており，また，新たに熊本57号笹原トンネル新設工事に入札に伴う公告が行われております。

次に、熊本天草幹線道路の宇土―三角間のルートにつきましては、ルートの詳細な検討を行う令和2年度熊本天草幹線道路検討業務が実施されており、現在、アンケート調査の集計が行われております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、委員から「笹原トンネルの工事は、いつ頃始まるのか。」との質疑があり、執行部から「現在、入札に伴う公告が行われており、来年の2月に開札が行われる予定である。その後、契約締結がなされ、来年6月から7月頃には着工されるのではないかとと思われる。」との答弁がありました。

次に、委員から「熊本・宇土道路について、熊本市側の工事の進捗状況はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「現在、熊本市側の工事は進んでいない状況である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「熊本・宇土道路が完成すれば、緑川地区、網津地区の地域政策を進めることができる。熊本市とも協力して熊本・宇土道路の早期完成に取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、委員から「網田地区では、幾つか拠点を設けて地下水調査を行っているようだが、農家や周辺住民は、地下水への影響を非常に心配されている。情報収集を行い、農家や関係区長、周辺住民に対して、十分な情報提供を行ってほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2、去る12月4日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第103号から議案第122号までの20件につき、その審査の経過と結果につきまして、それぞれ報告がっておりますが、議案第110号、議案第11

3号及び議案第115号を除く17件を一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係3議案、その他1議案の合計7議案であります。議案第110号を除く6議案について御報告申し上げます。

まず、議案第104号、税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例及び宇土市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。これは、税外収入金に係る延滞金の額について、地方税の延滞金の額との均衡を保つため、条例を改正するものであります。

次に、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、総務費では、電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）として1,558万6千円、ふるさと宇土応援基金経費として4億1,695万9千円を増額するものであります。

次に、民生費では、後期高齢者医療一般経費として1,488万5千円を増額するものであります。

次に、衛生費では、廃棄物減量化対策経費として300万5千円を増額するものであります。

次に、消防費では、五色山防災広場整備事業として2,530万6千円を増額するものであります。

また、電子納品管理システム導入事業（新型コロナウイルス対策分）など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、宿直・休日日勤業務及び電話交換業務委託など6事業に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第118号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は7,982万6千円を増額するもので、補正後の総額は44億7,244万8千円であります。これは、一般被保険者高額療養費負担金等の増額、及び国保事業費納付金等の減額補正となっております。

次に、議案第121号、令和2年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。補正額は23万8千円を増額するもので、補正後の総額は4億8,969万円であります。これは、税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修委託料の増額補正となっております。

その他、議案第105号、議案第106号につきましては、関連法令等の改正に伴い条例を改正するものであります。

以上が、議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。委員から「災害備蓄用の食糧について、避難者の中には、食物アレルギーを持つ子どももいる。そういった子どもへの配慮は行っているのか。」との質疑があり、執行部から「アレルギーに対応した備蓄用食糧も準備しており、食物アレルギーをお持ちの方にも供給できる体制を整えている。」との答弁がありました。

次に、ふるさと宇土応援寄附金について、委員から「3億円の増額補正となっているが、補正前の3億5,000万円に加え、新たに3億円の寄附があるということか。」との質疑があり、執行部から「11月末現在の調定額は4億6,000万円となっており、今年度は6億5,000万円の寄附があると見込んでいる。」との答弁がありました。それに対して委員から「寄附金のうち、どれくらいが市の歳入になるのか。」との質疑があり、執行部から「返礼品に係る経費を50%以下に抑えることとなっており、寄附額から経費を引いた額が市の歳入となる。」との答弁がありました。

次に、議案第118号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。委員から「一般被保険者高額療養費負担金が8,200万円の増額補正となっているが、高額療養費の中で、医療費の割合が高くなっている治療は何か。」との質疑があり、執行部から「令和元年度は、人工透析の割合が最も高くなっている。また、その他にも、高額薬剤の影響により個人の医療費が高額化するなど、予算が不足する状況となっている。」との答弁がありました。

次に、執行部から、議案以外で報告があった事項について申し上げます。

まず、令和3年度を初年度とする、第9次行財政改革大綱について、執行部から「素案を今年の11月に作成し、現在、素案内容についてパブリックコメントで意見を募集している。今後は、外部委員による宇土市行財政改革審議会での意見等を踏まえ、令和3年2月に策定予定となっている。」との報告がありました。

次に、10月から実施している網田地区デマンドバス実証実験の状況について、執行部から「デマンドバスの利用登録者数は、11月末時点で153人である。また、実際に利用さ

れた方は10月が18人、11月が35人と徐々に増加している。今月の広報紙にデマンドバスの特集を組み、利用者の声を掲載するなどしているが、更なる利用促進につながるよう今後も周知していきたい。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案のうち、後ほど報告します議案第110号以外の議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月8日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係3議案、予算関係3議案、その他1議案であります。

まず、議案第103号、宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について。これは、指定管理者制度を導入している本市の公の施設について、使用料、利用料金等の統一的な運用を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第107号、宇土市河川使用料徴収条例の一部を改正する条例について。これは、河川に係る占用料等及びその徴収方法を見直す必要があるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第108号、宇土市営住宅条例等の一部を改正する条例について。これは、市営住宅等の家賃等に係る債権の放棄に関する基準を明確化し、滞納整理を円滑に行うため、条例を改正するものであります。

次に、議案第114号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。対象となる施設は、宇土マリーナで、指定管理候補者は株式会社グッドスタッフ、指定の期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までであります。

次に、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、つつじヶ丘農村公園照明施設整備事業として1,333万円増額補正、緊急自然災害防止対策事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）として1億1,816万2千円減額補正であります。

次に、土木費では、被災宅地復旧支援事業（H28熊本地震復興基金）として3,475万1千円の増額補正であります。

また、つつじヶ丘農村公園照明施設整備事業など11事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、水産物供給基盤機能保全事業など3事業については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第120号、令和2年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。補正額は32万円を増額するもので、補正後の総額は4,070万5千円であります。これは、補助対象事業費の増に伴う工事請負費の増額補正となっております。また、漁業集落排水施設設備事業経費について、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第122号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第2号）について。補正額は、収益的支出を594万円減額するもので、補正後の総額は6億6,279万9千円であります。これは、口座振替データ伝送サービス利用に伴う使用料の減額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第103号、宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について。委員から「宇土マリーナの利用料金の還付に関する規定を設けるとのことだが、具体的にどのような事態を想定しているのか。」との質疑があり、執行部より「台風や豪雨といった自然災害等、利用者自身の都合によらない理由により、マリーナの利用ができなかった場合に限り、利用料を還付するという。昨今は、自然災害が頻発しており、これまでは、還付についての規定がなかったため、今回新たに規定を設けた。」との答弁がありました。

次に、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。委員から「市内2か所のため池については、災害防止対策工事を国庫補助事業に切り替えて実施することだが、それ以外のため池について、補修工事の必要性等の健全度を判定する現地調査は実施しているか。」との質疑があり、執行部より「令和3年度から3か年かけて県が劣化状況調査を実施する予定である。その結果に応じて今後の補修計画を作成する予定である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「土砂が堆積し、貯水能力が落ち

ているため池もあるので、補助工事と併せて浚渫も計画的に実施していただきたい。」との意見がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「令和2年度においては、平成23年度調査区域の14字及び平成24年度調査区域の7字の計21字の再調査を実施しており、10月末までに対象区域の現地立会いを一通り実施したところである。現地立会い時に、保留となった土地については、現在、再度立会いを実施しており、立会いが終了したところから、順次、地積測量に入る予定としている。また、昨年度の地籍調査結果については、8月に閲覧を実施しており、今後、国県へ認証請求を行うこととしている。」との報告がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で、原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月9日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係2議案、予算関係3議案、その他5議案の合計10議案であります。議案第113号及び議案第115号を除く8議案について御報告申し上げます。

まず、議案第103号、宇土市指定管理者の管理する公の施設に係る関係条例の整備に関する条例について。これは、指定管理者制度を導入している本市の公の施設について、利用料、利用料金等の統一的な運用を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第109号、宇土市入学準備祝金給付基金条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市入学準備祝金給付制度の円滑な運用を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第111号、議案第112号及び議案第116号、指定管理者の指定について。これら3議案は、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第111号の対象となる施設は宇土市健康福祉館で、指定管理候補者は九州綜合サービス株式会社であります。

議案第112号の対象となる施設は宇土市老人福祉センター、宇土市西部老人福祉センターで、指定管理候補者は九州綜合サービス株式会社であります。

議案第116号の対象となる施設は宇土市民会館で、指定管理候補者はNPO法人宇土の文化を考える市民の会であります。

なお、いずれの議案も、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

次に、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

民生費では、障害児施設給付サービス事業経費として7,984万7千円、健康福祉館施設改修事業として1,521万円を増額するものであります。

衛生費では、国・県支出金過年度返還金として8万2千円を増額するものであります。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校教育課分）として1,400万円、花園幼稚園擁壁整備事業として2,282万6千円を増額するものであります。

災害復旧費では、令和2年7月豪雨災害対策経費（史跡宇土城跡保存整備事業）として、2,442万3千円を増額するものであります。

また、花園幼稚園擁壁整備事業など3事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定を、みんなの家移設事業など2事業については繰越明許費の変更を行っており、健康福祉館指定管理業務委託など13事業に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第118号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。当委員会所管のものとしましては、特定健康診査等業務委託など2事業に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第119号、令和2年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。補正額は53万8千円を増額するもので、補正後の総額は38億2,570万2千円であります。これは、介護保険システム改修委託料の増額、及び宇城広域連合負担金の減額補正であります。

以上が議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第116号、宇土市民会館の指定管理者の指定について。委員から指定管理候補者について質疑があり、執行部から「候補者となっているNPO法人宇土の文化を考える

市民の会は、平成20年度から市民会館の指定管理者となっており、今回4期目となる。指定管理者制度導入前と比較すると、入館者も事業の本数も増えており、活動は活性化していると考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「新型コロナウイルスの影響で、休館せざるを得なくなり、収入が無い時期があったと思うが、それに対して市は補てんする考えはあるのか。」との質疑があり、執行部から「赤字補てんについては、市全体の方針に関わることであり、全庁的な協議が必要だと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第117号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について。まず、高齢者の単身世帯等を対象とした緊急通報体制等整備事業について、委員から「利用者数及び経費の内容は。」との質疑があり、執行部から「利用者は約40人で、経費は業者への委託料である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「委託料が5年間で1,782万円必要であるのに、利用者が40人では費用対効果が悪いと感じる。利用者を増やすような取組をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、小学校の光熱水費の増額補正に関連して、委員から「市内小中学校の空調整備が完了して3年ほど経つが、電気料金はどのくらい増加したか。」との質疑があり、執行部から「平成29年度に空調整備が完了している。熊本地震前年の平成27年度と平成30年度と比較すると電気料金は約1,000万円増加している。」との答弁がありました。これに対して、委員から「今後、委員会で比較検討するため、学校ごとのデータを出してもらいたい。」との要望がありました。

次に、議案第118号、令和2年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。委員から「コロナ禍において、特定健診の受診率はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「特定健診は例年4月から9月まで実施しているが、今年度は新型コロナウイルスの影響で、時期をずらして7月から来年の1月までの実施となっている。現在、日程の3分の2ほどが終わった段階であるが、最終的な受診者数は今年の6割程度になるのではないかと推計している。」との答弁がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案のうち、後ほど報告します議案第113号及び議案第115号以外の議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番，平江光輝君。

○9 番（平江光輝君） おはようございます。12 月定例会総務市民常任委員会の委員会報告について質疑を行いたいと思います。

議案第106号，宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。報告のほうは何もありませんでした。たしか国民健康保険税の軽減措置適用の判定に用いる所得額を算出する際の基礎控除額の変更があっていると思いますが，幾らだったのが幾らになったのか質疑いたしたいと思います。また，この件に関しまして，委員会ではどのような議論をされているのか併せて質疑したいと思います。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合で暫時休憩をいたします。よろしく願いいたします。併せて，議場の換気をお願いいたします。

-----○-----

午前11時25分休憩

午前11時36分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） 平江議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険税の軽減措置適用の判定に用いる所得額を算出する際の基礎控除額は，33万円から43万円に引き上げております。これに対して，委員会等での議論はありませんでした。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに質疑はありませんか。

7 番，嶋本圭人君。

○7 番（嶋本圭人君） 経済建設常任委員長に質疑いたします。

議案第117号，令和2年度宇土市一般会計補正予算（第12号）について，1点目，緊急指定災害防止対策事業から国庫補助事業に切り替えるための起債の減額の中で，委員から意見があったと思いますが，宇土市全体で農業用ため池は何か所あるのか。そのうち利用されている箇所は幾つあるのか答弁をお願いいたします。

2点目，併せて令和3年度より劣化状況調査を行うという報告でありましたが，結果に応じて補修計画を作成するわけですが，具体的な調査方法はどのように行っていくのか答弁をお願いいたします。

次に、地籍調査誤り修正について、1点答弁をお願いいたします。今後、二度と再調査や誤り修正が発生しないように、職員の資質・能力向上を図ることが大切であると考えます。職員研修等は具体的にどのようにされているのか答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合で暫時休憩をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

午前11時39分休憩

午前11時57分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

経済建設常任委員長，西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） ただいまの嶋本議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、市内のため池の数と利用状況についてですが、市内の防災重点ため池として登録されているため池は26か所であり、利用状況につきましては、本委員会での報告はあっておりません。

2点目のため池の基礎調査の内容については、県が実施する予定であり、その内容について報告はあっておりません。

3点目の地籍調査に関する研修への参加状況についてですが、本年度につきましては、県が開催した令和2年度制度運用実務研修会に2名の職員が参加しており、毎年新任の職員が1名以上参加しており、その他の研修の参加状況について報告はあっておりません。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で、3議案に反対をいたします。

議案第111号と議案第112号の2議案については、宇土市健康福祉館、宇土市老人福祉センター、宇土市西部老人センターの3施設を九州総合サービス株式会社に管理を委託するものであります。また、議案第114号は、株式会社グッドスタッフに、宇土マリーナの管理を委託するものであります。この3議案につきましては、利益追求を目的とする株式会社に公の施設の管理を委託することに反対であります。管理に当たって利益を追求するため

職員の数を少なくし、一人当たりの賃金も安く、最低賃金程度の雇用のため、労働条件も悪く、そこで働く労働者の不満も少なくありません。宇土マリーナについては、さらにこれに加えて施設の修理などの多額の負担もあり、無料で委託するなど問題であると、この立場から3議案に反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第103号から議案第109号までの7件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第109号までの7件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第111号について採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第111号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第112号について採決いたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第112号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第114号について採決いたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第114号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第116号から議案第122号までの7件について一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号から議案第122号までの7件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第110号 指定管理者の指定について(網田レトロ館)

○議長(中口俊宏君) 日程第3、議案第110号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

佐美三洋君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

(佐美三洋議員 退場)

○議長(中口俊宏君) 総務市民常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、園田茂君。

○総務市民常任委員長(園田茂君) それでは、総務市民常任委員会に付託を受けました議案第110号の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第110号、指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

対象となる施設は、網田レトロ館で、指定管理候補者はNPO法人網田倶楽部、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第110号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長(中口俊宏君) 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

これから、総務市民常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、平江光輝君。

○9番(平江光輝君) 議案第110号、指定管理者の指定についてであります。委員会報告では、NPO法人網田倶楽部に管理を行わせることに可決されているようですが、このNPO法人網田倶楽部とはどのようなものなのか。また、どのような性格で誰が参加して、どういう事業をされているのか。また、指定管理される網田レトロ館の年間の委託料は、幾らになっているのか。そして、指定管理されるNPO法人網田倶楽部は、この件に関してどう

いう業務内容を行っていくのか併せて質疑いたします。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。

-----○-----

午後0時07分休憩

午後0時20分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務市民常任委員長，園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） 平江議員の質問にお答えします。

まず1点目のNPO法人網田倶楽部はどのようなものなのかについては、地元住民の方が参加されており、網田地区の活性化に寄与することを目的に活動を行っている団体です。

次に、2点目の委託料については、令和3年度から令和7年度までの5年間で1,620万円です。

最後にNPO法人網田倶楽部の業務内容については、委員会から執行部へ回答は求めておりません。

以上です。

○議長（中口俊宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 一つの議案について1回ですので。

（「答えに対しての追跡です」と呼ぶ者あり）

（「質疑については3回まで」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 質疑は1回です。1回したからこれで終わり。

（「間違いないと」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 宇土市議会会議規則第52条「質疑は、同一議員につき、同一議題について1回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」、1回でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第110号について、ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決されました。

佐美三洋君の入場を求めます。

(佐美三 洋議員 入場)

-----○-----

日程第4 議案第113号 指定管理者の指定について(宇土市養護老人ホーム芝光苑, 宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑)

○議長(中口俊宏君) 日程第4, 議案第113号, 指定管理者の指定についてを議題といたします。

西田和徳君, 柴田正樹君は, 地方自治法第117条の規定により除斥されますので, 退場を求めます。

(西田和徳議員, 柴田正樹議員 退場)

○議長(中口俊宏君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長, 野口修一君。

○文教厚生常任委員長(野口修一君) それでは, 文教厚生常任委員会に付託を受けました議案第113号の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第113号, 指定管理者の指定について。これは, 指定管理者を指定する必要があるため, 地方自治法第244条の2第6項の規定により, 議会の議決を求めるものであります。

対象となる施設は, 宇土市養護老人ホーム芝光苑, 宇土市軽費老人ホーム(B型)芝光苑で, 指定管理候補者は社会福祉法人宇土市社会福祉事業団, 指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までであります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

委員から「芝光苑は建設からかなりの時間が経ち, 施設の使い方にも問題が出てきていると思う。今後について, どのように考えているのか。」との質疑があり, 執行部から「現在, 指定管理者制度を導入しているが, 施設の老朽化などもあり, 民営化について検討をしていく。」との答弁がありました。

以上が, 論議された主な内容であります。議案第113号については, 全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第113号について、ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号については、原案のとおり可決されました。

西田和徳君、柴田正樹君の入場を求めます。

（西田和徳議員、柴田正樹議員 入場）

-----○-----

日程第5 議案第115号 指定管理者の指定について（宇土市網津公民館網引分館）

○議長（中口俊宏君） 日程第5，議案第115号，指定管理者の指定についてを議題といたします。

野口修一君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

（野口修一議員 退場）

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任副委員長，平江光輝君。

○文教厚生常任副委員長（平江光輝君） 議案第115号については、野口委員長が地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、副委員長の私が報告いたします。

それでは、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案第115号の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第115号，指定管理者の指定について。これは、指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

対象となる施設は、宇土市網津公民館網引分館で、指定管理候補者は網引地区振興会、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までであります。

この議案第115号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第115号について、ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第115号については、原案のとおり可決されました。

野口修一君の入場を求めます。

（野口修一議員 入場）

-----○-----

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中口俊宏君） 日程第6、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第7、諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの2件を一括して議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。諮問第4号について採決いたします。原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、諮問第4号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。諮問第5号について採決いたします。原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、諮問第5号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（中口俊宏君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第72条の規定により、議席に配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、市長より議案第127号から議案第129号までの3件及び議員提出として発議第5号、以上4件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第127号 令和2年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について

日程第10 議案第128号 令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第129号 令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（中口俊宏君） 日程第9、議案第127号から日程第11、議案第129号までの3件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第127号、令和2年度宇土市一般会計補正予算（第13号）について。庁舎建設事業における財源の組替えを行うもので、補正後の総額に変更はございません。

歳入につきましては、公営企業会計からの負担金の増額、市債の減額及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

そのほか、繰越明許費について、令和2年7月豪雨災害対策経費（土木課：道路補助災害分）の追加を行っております。

地方債につきましては、その他公共施設・公用施設災害復旧事業について限度額の変更を行っております。

議案第128号、令和2年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。資本的支出における補正額は5,620万円を増額するもので、補正後の総額は3億327万円です。これは、庁舎建設事業負担金の増額を行っております。

そのほか、庁舎建設事業経費について継続費の設定、及び地方債については、災害復旧事業債の追加を行っております。

議案第129号、令和2年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。資本的支出における補正額は4,810万円を増額するもので、補正後の総額は4億7,040万6千円です。これは、庁舎建設事業負担金の増額を行っております。

そのほか、庁舎建設事業経費について継続費の設定、及び地方債については、災害復旧事業債の追加を行っております。

以上、3件の追加議案につきまして、何とぞ、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第127号から議案第129号までの3件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第127号から議案第129号までの3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。議案第127号から議案第129号の3件について一括して採決したいと思っております。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第127号から議案第129号の3件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 発議第5号 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書

○議長（中口俊宏君） 日程第12，発議第5号，尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長，野口泰正君。

○事務局長（野口泰正君） 発議第5号，尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第13条の規定により，別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年12月15日提出。

提出者，宇土市議会議員，山村保夫，野口修一，平江光輝，柴田正樹，宮原雄一，園田茂，西田和徳，今中真之助，小崎憲一，佐美三洋。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下，意見書につきましては，議席に配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま，議題となっております，発議第5号については，会議規則第36条第3項の規定により，委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，ただいまの発議第5号については，委員会付託を省略し，直ちに審議することに

決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

18番, 福田慧一君。

○18番(福田慧一君) 発議第5号, 尖閣諸島周辺海域での中国公船による漁船追尾等に関する意見書に賛成の立場から意見を述べます。

日本が実効支配する尖閣諸島周辺での中国公船による主権侵害に対し、政府はもっと強い姿勢で臨む必要があると思うわけであります。中国の王毅外相が来日をし、茂木外務大臣と11月24日に会談をし、その後、共同記者会見が行われ、その席で王毅外相は、「一部の真相をよく知らない日本の漁船が、絶え間なく尖閣諸島周辺の敏感な水域に入る。これに対し、中国側はやむを得ず必要な反応をしなければならない。」と述べております。中国の公船が日本の領海を侵害しているのに、その責任を日本側に転嫁する。この暴言に対し、同席した茂木外務大臣は、その場で何ら反論も批判もせず、中国側の一方的な発言だけが記録に残ることになります。こうしたらしめない態度が許せません。茂木外務大臣は、その場で反論、批判するべきであります。その後、菅総理も王毅外相と会談しましたが、王毅外相の暴言を正すような様子もありません。こうした弱腰の外交を改める必要があるとこのように思うわけであります。日本と中国の尖閣諸島を含む東シナ海での平和と友好、協力の海にしていくうえでも、間違いは間違いときちんとものを言うことが大事だということを述べて、賛成討論といたします。

○議長(中口俊宏君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 全員賛成です。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後0時43分閉会

○議長（中口俊宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。このことに厚く御礼を申し上げます。最後に、閉会に当たりまして、市長からの御挨拶がございます。市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

まず、今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市議会並びに議員の皆様におかれましては、引き続き一般質問の時間短縮について特段の御配慮を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、補正予算をはじめ多数の重要案件を御提案させていただきましたが、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様方からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症関連について、少し御報告させていただきます。

新聞報道等で既に御存じのことと思いますが、先週11日から13日にかけて、本市で新たに4人の感染が確認されました。そのうち1人の方は、本市に事務所があります上天草・宇城水道企業団に勤務する職員でございました。

これを受けまして、私が企業長を務めております同企業団に対し、直ちに事務所を閉鎖するよう指示し、13日に事務所内の消毒が完了したことを受けまして、昨日から通常どおり業務を再開しているところでございます。

現在のところ、当該事務所に勤務する職員等において、新たな感染は確認されておりませんが、市民の皆様には大変な御心配をお掛けしました。

また、昨日、本県のリスクレベルがレベル4特別警報から、最も高いレベル5厳戒警報に引き上げられ、急速な感染拡大の局面を迎えております。

市民の皆様におかれましては、今回の感染発生により、不確かな情報に惑わされることなく、県や市が発信する正確な情報を確認し、冷静な対応をお願いするとともに、引き続き換気を含めた感染症対策への取組を徹底していただきますようお願いいたします。

次に、去る11月開催の全員協議会におきまして、議員の皆様には御説明させていただいたところではありますが、この度、市政に対する信頼を著しく失墜させてしまう事案が3件発生しております。

今定例会での一般質問の答弁でも一部お答えしておりますが、改めましてお詫びと今後の

対応について、議員の皆様、そして市民の皆様に御報告を申し上げます。

1件目が、市内小学校教諭による児童の個人情報の入ったUSBメモリの紛失について、2件目が、土地区画整理事業における所有権移転の未登記問題、そしてこれに関連した固定資産税の課税誤りについて、3件目が、新築・増築家屋に対する固定資産税の課税誤りについてでございます。

まず、1件目のUSBメモリの紛失につきましては、対象となる児童やその保護者の方々には、大変な御心配と御迷惑をお掛けし、心よりお詫びを申し上げます。

再発防止の取組としましては、市立小中学校において、教職員に対し、改めて個人情報の校外持ち出し禁止を徹底したほか、個人のUSBメモリの使用も全面的に禁止し、各学校配備のUSBメモリのみを、学校管理のもと使用するよう措置を講じたところであります。

今後も、教職員はもとより、市職員においても個人情報の適切な管理運用を徹底するよう取り組んでまいりたいと考えております。

そして、2件目の土地区画整理事業に関連した未登記問題と課税誤りについて、そして3件目の新築・増築家屋に対する課税誤りにつきましては、土地所有者の方に長期間にわたり誤った課税をしてしまい、また、新築・増築されました家屋所有者の方々についても大変な御迷惑をお掛けし、市としましては極めて深刻な問題であると受け止めております。

納税者並びに市民の皆様に、大変な御迷惑をお掛けしたことに對し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、組織的なチェック体制の構築や事務引継ぎ等のマニュアル整備の徹底を図るなど、再発防止と市民の皆様の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、令和元年度宇土市一般会計歳入歳出決算、並びに各特別会計歳入歳出決算につきましては、今定例会の開会日に原案どおり認定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

その中で、決算審査特別委員長の報告にもありまして、網田地区における地籍調査の誤りにつきましては、現在、鋭意その修正作業に取り組んでいるところではございますが、その事業費には多額の一般財源を要しております。

当委員会では、この地籍調査の誤りに関し、その原因と責任の所在を明確にすべきとの御意見をいただいたところであります。私自身、決してこの件をないがしろにするつもりはなく、市政を預かる者として、責任を重く受け止めているところでございます。

この件につきましては、来年3月の市議会定例会までに、なぜこのような問題が発生してしまったのか、その原因や責任の所在、再発防止策等について丁寧に御説明申し上げたいと考えております。

その上で、私自身も含めた職員の処分についてお話をさせていただきたいと考えております。

改めて、網田地区の土地所有者の皆様、市民の皆様、そして議員の皆様には大変な御迷惑をお掛けし、心よりお詫びを申し上げます。

最後に、いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年とは違った年末年始をお迎えになられることと存じます。

これから日に日に寒さが厳しくなっておりますので、健康管理に十分留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

結びに、市政の運営に対して、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げ、御礼とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時52分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 今 中 真之助

宇土市議会議員 杉 本 信 一